

令和 7 年

三重県議会定例会会議録

(12 月 5 日)
(第 28 号)

令和7年

三重県議会定例会会議録

第28号

○令和7年12月5日（金曜日）

議事日程（第28号）

令和7年12月5日（金）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第184号及び議案第185号
〔委員長報告、討論、採決〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第184号及び議案第185号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	44名		
1	番	市野	修平
2	番	曾我	正彦
3	番	荊原	広樹
4	番	伊藤	雅慶
5	番	世古	明
6	番	市川	岳人
7	番	龍神	啓介
9	番	吉田	紋華

10	番	難	波	聖	子
11	番	芳	野	正	英
12	番	川	口		円
13	番	喜	田	健	児
14	番	中	瀬	信	之
16	番	中	瀬古	初	美
17	番	廣		耕	太郎
18	番	松	浦	慶	子
19	番	石	垣	智	矢
20	番	山	崎		博
21	番	野	村	保	夫
22	番	倉	本	崇	弘
23	番	山	内	道	明
24	番	田	中	智	也
25	番	藤	根	正	典
26	番	森	野	真	治
27	番	杉	本	熊	野
28	番	藤	田	宜	三
29	番	田	中	祐	治
30	番	野	口		正
32	番	石	田	成	生
34	番	小	林	正	人
35	番	東			豊
36	番	長	田	隆	尚
37	番	今	井	智	広
38	番	稻	垣	昭	義
39	番	日	沖	正	信
40	番	舟	橋	裕	幸

41	番	中 嶋	年 規
42	番	青 木	謙 順
43	番	中 森	博 文
44	番	山 本	教 和
45	番	西 場	信 行
46	番	中 川	正 美
47	番	服 部	富 男
48	番	津 田	健 児
欠席議員 3名			
8	番	辻 内	裕 也
31	番	谷 川	孝 栄
33	番	村 林	聡
(15	番	欠	員)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	佐 波	斉
書 記 (事務局次長)	小 野	明 子
書 記 (議事課長)	吉 川	幸 伸
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	橋 本	哲 也
書 記 (議事課主任)	藤 野	和 輝
書 記 (議事課主事)	畑 中	鉄 平

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	服 部	浩
副 知 事	野 呂	幸 利
危機管理統括監	清 水	英 彦
総 務 部 長	後 田	和 也

政策企画部長	長 崎 禎 和
地域連携・交通部長	生 川 哲 也
防災対策部長	田 中 誠 徳
医療保健部長	松 浦 元 哉
子ども・福祉部長	竹 内 康 雄
環境生活部長	楠 田 泰 司
農林水産部長	枘 屋 典 子
雇用経済部長	松 下 功 一
観 光 部 長	塩 野 進
県土整備部長	藤 井 和 久
総務部デジタル推進局長	横 山 正 吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤 本 典 夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	関 美 幸
環境生活部環境共生局長	佐 藤 弘 之
県土整備部理事	上 村 告 之
企 業 庁 長	河 北 智 之
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	天 野 圭 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員	志 田 幸 雄
警 察 本 部 長	敦 澤 洋 司
代表監査委員	村 上 亘
監査委員事務局長	大 西 毅 尚

人事委員会委員
人事委員会事務局長

北 岡 寛 之
佐 藤 史 紀

選挙管理委員会委員

岩 崎 恭 彦

労働委員会事務局長

出 井 隆 裕

午前10時0分開議

開 議

○議長（服部富男） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（服部富男） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。18番 松浦慶子議員。

〔18番 松浦慶子議員登壇・拍手〕

○18番（松浦慶子） 皆様、おはようございます。自由民主党会派、多気郡選挙区選出の松浦慶子と申します。

今年、一般質問に登壇させていただきますのは、3月、6月、そして、今回12月と、3度目になります。これは、もう本当に青木会派代表をはじめ、会派の先輩議員、そして、今回、質問するに当たりお話を伺った、お時間をいただきました皆様に感謝を申し上げます。

今年の7月2日、私は、広聴広報会議の委員といたしまして松阪市の鶴小学校へ参りました。これは、みえ県議会出前講座という活動でございますけれども、講師は、委員2人で担当いたします。私は、故平畑委員とペアを組ませていただきました。その帰る際、小学生が私たち2人が駐車場にいるのを見つけて走ってきました。何かと申しますと、私たちに握手をしてくださいと言うんですね。私は、そのときの、平畑議員の戸惑いの御様子だったり、

そのうれしい笑顔が今でも忘れることはできません。1年生議員の私にまで温かく接していただきましたことに感謝を申し上げ、ここに哀悼の意を表し、謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告どおり質問をさせていただきます。

1項目めの質問は、ツキノワグマの被害対策です。

全国的に、北海道ではヒグマ、本州ではツキノワグマの出没や被害の報道を、今年の8月頃からでしょうか、毎日、目にするようになりました。

環境省のデータからですが、今年の6月から11月末時点で熊による死亡者が13人、直近10年度分のデータから見ましても、過去最悪の事態となっているということです。

今年度の人身被害件数は、10月末現在で全国で177件、三重県はゼロ件です。過去においては、令和2年度に2件、令和5年度と6年度で1件ずつあったようでございます。しかし、今年の日撃情報は増加しておりまして、人身被害の危険性が高くなっていると思っております。私もほぼ山の中に住んでおりますので、熊を目撃したことはないですけれども、テレビ等のニュースを聞きますと、熊に対する知識もないものですから、恐怖を感じておりました。

そして、政府からは、11月14日にクマ被害対策パッケージが発表されました。これは、緊急対応、短期的な取組、そして、中期的な取組という3段階で実行していくというようなものでございます。

また、知事からも、来年度当初予算確保に向けて、鳥獣被害対策と併せて、ツキノワグマによる被害対策、そして、そういう予算に対して、11月、国へ要望していただいたことに感謝を申し上げます。

また、11月13日には、三重県熊出没情報スマートフォン用アプリ、けものおと2といった熊対策のアプリも運用が開始になったということで、大変優秀なアプリだという声も聞いております。

私も幾つかツキノワグマについて文献を読みましたが、ツキノワグ

マの基礎的な生態系についてとか、いろんな立場での研究者がおられて、見解は複数存在していると私も認識しております。それをまとめたのが政府のパッケージではないかなというふうに考えておるわけですが、もうこの時期になると冬眠に入るのかなと思っておりましたが、またニュースで、他県でございますけれども、そういった報道がありました。餌である堅果類をつける広葉樹林の不足であったりとか里山の荒廃、個体数が不明であること、そして学習能力の高さによる行動変容、この4点については、研究者の間でも共通理解とされているのではないかなというふうに思っております。

それでは、質問いたします。三重県でもツキノワグマ管理計画の中間案が提出され、パブリックコメントが終了し、管理計画の策定が進められていますが、県民への被害を防止することはもちろんのこと、ツキノワグマを県指定の希少野生動植物種から解除することも含めて、今後、どのように取り組まれるのかをお伺いいたします。

〔柘屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（柘屋典子） それでは、ツキノワグマの被害防止対策について御答弁を申し上げます。

近年、全国で熊の出没や人身被害が頻発しておりまして、三重県においても、本年度の出没件数が12月3日時点で、これが最新ですが、82件と昨年度に次いで多く、人身被害の発生が懸念される状況にあります。

これまで、県では、クマアラートによる注意喚起や鳥獣保護管理員等による定期的なパトロールの実施などに取り組んでまいりました。

本年度は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い、市町長の判断で銃器による熊の駆除を行う緊急銃猟が9月から可能となったことを受けまして、現場での実施を想定した机上訓練を県内7地域で実施いたしました。

また、11月からは、出没情報を外出先でも確認でき、出没場所に近づいたときにアラートを受け取ることができるスマートフォン向けアプリの運用を開始し、多くの方々に御利用いただいております。先ほど御紹介いただきま

したとおりでございます。

今後は、12月中に策定を予定している三重県ツキノワグマ管理計画に基づきまして、問題個体の駆除、注意喚起などの被害防止対策や、人の生活圏への出没防止に向けた緩衝帯の整備、針広混交林への誘導などの環境整備について、国のクマ被害対策パッケージも活用しながら、しっかりと取り組んでまいります。

また、捕獲や駆除、緊急銃猟等の円滑な実施に向けまして、市町や猟友会など、関係機関と連携しながら、熊に関する知識や捕獲技術を有する人材育成を進めるなど、被害防止対策の強化に取り組んでまいります。

〔18番 松浦慶子議員登壇〕

○18番（松浦慶子） 12月3日、最新情報で82件というようなお答えもいただきました。政府のパッケージも活用していただけるということで、県民の命を守るためには、まず、緊急対策に注力していただき、今後は、国の被害対策パッケージのとおり、中長期的な対策も見据えて考えていただければと思っております。よろしく願いいたします。

次の質問に入ります。

森林整備についてでございます。林業人材の確保についてどのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

森林整備につきましては、先ほどの一つ目の質問で中長期的な対策の視点から重要だということ、そして、熊や鳥獣被害においても、森林と人間との関係を考え直す機会が来ているのではないかとの思いから、ツキノワグマがもともと生息地としていた奥山や希少野生動物の生活の場である森林を適切に管理する必要があるのではないかと考えております。

また、土砂災害などの防災の観点からも非常に重要でございます。

三重の森林づくり条例に基づき、今年度から新たな基本計画が策定されましたが、その中でも、公益的機能を重視した森林づくり、水源涵養機能や生物多様性等の機能を継続できる森林面積を増やすことを目的として重点的に取組が進められているというふうに考えております。

こういうことをしていくには人材の確保が大変重要だと考えておりますが、せんだって、みえ森林・林業アカデミーのほうに参ってまいりました。いろんな取組についてお伺いしてまいりました。

とてもすてきな場所でございます、木を使った建物は、モデルハウスにしたほうがいろんな利益が得られるんじゃないかというふうにお話しもさせてもらったところですけれども、林業の従事者はもう年々減っていると、40年前と比べると、4分の1に減少しているんだということもおっしゃってございました。新規的林業従事者については、令和4年で28人、令和5年で34人、令和6年で22人といった推移でございますので、ほぼ横ばいなのかなというふうには思うんですけども、やっぱり難しいのは継続すること、3年後の定着率は約70%というふうにお伺いいたしました。県外からの転職であったり、IターンやUターン、そういった方が多いというふうに聞いてまいりました。そのほとんどは、森林組合とか民間的林業事業者のほうに就職されているということでございます。

それでは、質問をいたします。みえ森林・林業アカデミーでは、充実した研修制度で人材育成をされていることから、さらに期待しているところでございますけれども、県では、森林整備の一層の促進が求められる中、林業人材の確保や育成にどのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

〔枳屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（枳屋典子） それでは、林業人材の確保・育成について御答弁申し上げます。

本県の林業就業者数は、令和2年時点で930人と、先ほど御紹介いただきましたように40年前の約4分の1に減少しております、長期的に減少傾向となっております。人口減少が進む中、今後、より一層林業就業者の確保は困難となることが予想されるため、人材の確保・育成が喫緊の課題と認識しております。

まず、林業就業者の確保についてでございますが、これまで、県では、新規就業者を確保するために、令和4年度から、公益社団法人みえ林業総合支

援機構と連携いたしまして、首都圏等での就業相談、県内高校生を対象とした林業職場体験研修、林業への就業を希望する方を対象とした林業事業体へのインターンシップなどに注力して取り組んでまいりました。その結果、3年間で84名の就業につながったところでございます。

また、多様な労働力を確保するため、本年度から新たに異業種等の林業への参入、それから、外国人技能実習生の受入れの促進に取り組んでおります。

次に、林業就業者の育成に向けてでございますが、先ほど御紹介いただきましたみえ森林・林業アカデミーにおきまして、県内外のトップランナーを講師に迎えまして、最先端の知識・技術を学ぶことができる講座の開催等に取り組んでおります。修了生の知識や技術の向上への意識改革が図られるとともに、県内森林組合などでマネジャーとして、また、自身の経営においてアカデミーで立案したプロジェクトを開始するなど、それぞれの現場での活躍につながっているところでございます。

また、スマート技術の現場実装を進めるためとしまして、産学官で構成するみえスマート林業推進協議会での情報共有、ドローンや人工衛星を活用した測量等先端技術の導入で先導的な役割を果たすコア技能者の育成などにも取り組んでおります。

今後も引き続き関係団体と連携し、県内外からの林業就業者の確保、社会情勢の変化や現場のニーズ、先進技術への対応ができる人材の育成に取り組んでまいります。

〔18番 松浦慶子議員登壇〕

○18番（松浦慶子） ありがとうございます。

本当に、林野庁の緑の雇用というような事業を利用させていただいて、いろんな取組をしていただいていると私もお話を聞いてまいりましたので、引き続きよろしく願い申し上げます。

それでは、二つ目の質問に入ります。

多様な主体による森林整備の推進についてお伺いいたします。

森林の持つ多面的機能は、県民の多くが享受している観点から、森林組合

などの林業経営をされている企業、また、先ほども御答弁がありました異業種のところの企業も含めて、多くの人たちの参画を促す必要があると考えております。

まず、最初に、三つの事例を紹介させていただきます。

これも広聴広報会議の中で、みえ現場d e 県議会というのが今年の2月に実施されたわけでございますけれども、その中で来ていただいた川上から川下の林業関係者の方々と意見を交換させていただきました。その中に次のような御意見があったので御紹介をさせていただきます。

よく川上から、川下からと言われますが、その先の海は、消費者である。その消費者も、林業のことや製材のことを知り、自分たちの生活がいかに関環境とつながっているかを理解することが必要であります。なので、川上から川下がもっと近づいて話し、一緒に取り組まなければならないと考えているといった御意見でございました。

そして、私どもの隣にあります大台町での取組を一つ御紹介させていただきます。(パネルを示す) 県内トップの森林率93%である大台町では、2004年の台風21号豪雨による土砂災害で7名の貴い命が犠牲になったということから、早い時期から森林づくり、森づくりの見直しに取り組んでおられます。多様性のある森づくりとして、宮川森林組合と広葉樹を含む様々な樹木を地域の種で、そしてそれを苗木にする、3年ぐらいかかるらしいんですけども、それで地域性苗木を作って、自然配植技術でもって取り組んでおられる。

これ、地域の種の苗木でないと枯れるんだそうですね。私もちょっとお話を聞いて、びっくりしたところでございます。勉強不足なんですけど。

それで、その取組を拡大されて、様々な異業種の企業と森林保全及び地域活性化に関する協定の締結を行われて、森林の持つ多面的機能の回復を目指しながら関係人口を増やしていく取組をされています。これは、もう日が進みましたけれども、三重トヨペットという企業と関係して植樹祭をされているというようなイベントでございます。

三つ目の事例でございますけれども、私の地元で、住民の方たちの有志で、

多気町といいますと竹林がすごく多うございまして、その竹林整備から始める生き物目線の森づくりとして、自分たちで講師を招いたりして、竹林を雑木林に戻すワークショップ活動を行っている人たちも何組か見受けられるところがございます。その竹林整備をされたという、(パネルを示す) こういった皆さんで活動されているんですけども、この竹林整備前から竹林整備後というところで、何か石を組んでやられるというような、かなりすっきりとされていますけど、これを住民の何人かでされているという、全くの素人の方たちがされていていくというような。私もこの間行ってきたんですけども、本当にすばらしい景色で、地元の私の家の近くなんですけども、こんなところがあるんだなど。これ、谷間になっているんですけど、この谷間の間は棚田になっておりまして、やっぱりそこは、耕作放棄地といいますか、もう本当に何も。その上から水源があって、水が出てきているというようなところでございました。

それでは、質問に入らせていただきます。

このような多様な主体で、それぞれが森林経営に資するか否かに関わらず森林整備に参画する仕組みを進める必要があると考えておりますけれども、いかがでございでしょうか。

[枳屋典子農林水産部長登壇]

○農林水産部長(枳屋典子) それでは、多様な主体による森林整備への参画促進について御答弁申し上げます。

県では、森林・林業に関する施策の方向性などを定めた三重の森林づくり基本計画におきまして、森林づくりへの県民参画の推進を基本方針に掲げ、県民、NPO、企業など、様々な主体による森林づくり活動を促進しております。

具体的には、県が設置したみえ森づくりサポートセンターにおきまして、県民の皆さんからの相談への対応や、活動に必要な基礎知識や技術習得に関する講座の開催などに取り組んでおります。

また、森林づくり活動について広く関心を持っていただけるように、平成

26年度から県と市町の連携による県民参加の植樹祭を継続して開催しております。これまで10市町で県民の皆さんによる広葉樹などの苗木の植栽が行われております。

さらに、企業による森林づくり活動を進めるため、平成18年度から企業と森林所有者とのマッチングを県が支援する企業の森制度を進めております。先ほど、議員からも御紹介いただきましたように、今年度は、三重トヨペット株式会社と大台町とで協定を締結し、進めたところございまして、現在、企業30社が15市町で、森林組合や森づくり活動団体等の協力をいただきながら、広葉樹の植栽や間伐などの森林整備を進めているところでございます。

また、令和6年度からは、県内全域で多様な主体による森づくり活動を活発化させるために、公益社団法人三重県緑化推進協会と連携して三重の森づくりネットワークを発足いたしまして、活動団体や企業等の交流を促進しております。

今後も引き続き、みえ森づくりサポートセンターによる森づくり活動のサポートや、県民参加の植樹祭の市町支援に取り組むとともに、森づくりに関するノウハウや活動情報の発信によりまして、三重の森づくりネットワークへの参加企業等の拡大を図り、多様な主体による森林整備を推進してまいります。

〔18番 松浦慶子議員登壇〕

○18番（松浦慶子） ありがとうございます。

森づくりネットワークを拡大していただけるということで、いろんな方たちとの人材の中で、森林整備に参画していただくことが大事ななというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今回、ツキノワグマ対策や森林整備の質問をするに当たり、森林や林業に造詣が深い西場議員に相談をさせていただきました。それで、西場議員のお話を聞かせていただいたんですけども、何と平成2年と3年に、今から三十四、五年前ぐらいになりますけれども、猿による農作物被害や里山、民家への被害について質問されたというようなお話をいただきました。サル

づくり事業というような命名をされて、これを成功させなければならないというふうな一般質問をされたということでございます。今は猿が熊に代わったのかなというふうに思っていたところでございますけれども、この事業の県費負担が45万円ほどの予算を確定していただいたと。しかしながら、45万円程度で森林整備ができるのかなと、心もとない状況から、今後の大幅増額を求められたということを教えていただきました。

ちょっと余談になりますけれども、三重県議会会議録検索システムは、平成元年のものから見る事ができるんですね。なので、ぎりぎり残っていたということで、私も会議録を見せていただいて、議会事務局の方に助けていただいたんですけれども、その当時、西場議員はお幾つだったんだろうとか、私はまだ20代かというような思いを巡らせて、この話を聞いていたんですけれども。

たればの話になりますけれども、西場議員の35年ぐらい前のこの事業が大幅に拡大されて森林を整備されていたならば、当時の政府も森づくり事業に力を入れていただけていたならば、豊かな森林が維持できていたんだろうなど、現在の熊問題や鳥獣被害も起きていなかったのではないかなというふうに、そんな簡単なものではないかもしれませんが、思ったところでございます。

三重県の森林率は約64%ということで、全国的に見ますと、平均以下で、そんなに森林も、中より下というぐらいのところかなというふうに順位としては思っておりますけれども。

森は海の恋人というような考え方があります。豊かな海づくりには豊かな森づくりが必要です。長期にわたる計画となるのでございますけれども、ここでしっかりと多様な人材と共に、主伐、再造林、そして、広葉樹林や混交林を増やして、未来の30年後に向けて多面的機能を発揮できる森づくりを進めていただければなというふうに、私は強く願っているところでございますけれども、ここで森林整備について、知事の思いを少し聞かせていただきたいのでございます。

せんだって、全国豊かな海づくり大会もございました。本当に私も感動していたところでございます。ぜひ、ちょっと一言、お言葉をいただければと思っております。お願いいたします。

○知事（一見勝之） 御指摘いただきましたように、三重県の森林ですけれども、県土面積の約64%でございますが、民有林の人工林率がかなり高く、三重県の森は紀伊半島の中でも早くから手を入れていますので、人工林率は62.5%。もうそういう意味では、木材が使いやすい状況になっているのは事実です。

戦後すぐのときには、木材の価格も今と比べるとかなり高かったということで、ある意味お金を生む場所ではあったんですが、今、残念ながら木材価格が、ウッドショックのときは若干上がったんですけども、また落ち着いてきてしまっているということで、なかなか産業として森林を育てるというのは難しい状況です。

そこで、三重県では、林道整備も含めて公的セクターがそれをお手伝いするということが非常に重要なことと思っております。昨年、農林水産省にも行きまして要望させていただいたところです。それから、新潟県の林業の整備の仕方も参考にしながら、そして、紀伊半島知事会議で、奈良県、和歌山県の林業への対応の仕方も取り入れるべきところは取り入れながら、これから三重県の森林整備を進めていきたいと思っております。

ポイントは、議員がおっしゃったように、やっぱり人材確保がなかなか難しいところです。これは、みえ森林・林業アカデミーを通じて高度な人材を育成するというやり方でやってきているところですので、今後、これを継続しながら、林業に携わっていただく方を広く求めていくということが重要であろうかと。

それから、一旦災害が起きると、山から木が流れ出してきた人命に関わることもありますので、そういう意味では、その対応というのもしっかりとやっていかないとというふうに思っております。

何より大事なのはやっぱり再造林でございますので、計画もつくってやっ

ておりますが、着実に進めていきたいと考えているところでございます。

〔18番 松浦慶子議員登壇〕

○18番（松浦慶子） 知事、ありがとうございます。

再造林ということで、しっかり続けて進めていただきたいと思いますっております。

令和13年、6年後でございませうか、三重県での全国植樹祭が開催されると聞いておりますので、まだ先のことでございませうけれども、そこに向けて、皆、力を合わせて頑張っていければなというふうに思っております。

それでは、3番目、次の質問に入らせていただきます。

中小企業・小規模企業における経営力向上について質問いたします。

経営者層の意識改革を支援する取組と女性が働き続けられる取組についてお伺いいたします。

小規模企業を含む中小企業の経営力を向上させるためには、何をどう改善していけばよいのか、または、行政や公的機関が支援できることって果たしてあるのだろうか、あるとすればどのようなことだろうかと、私は、経営者の端くれといたしまして、これまで悩み考えてきた中で一つ、答えと言いますと恐縮でございませうけれども、経営者自身の意識を変えることではないだろうかということに行き着いたわけでございませう。

しかしながら、経営者の意識を変えるというのは、なかなか外側からは難しく、経営者自身が何か気づかなければいけないんじゃないかなというふうに思っているところでございませう。

経営者は、やはり孤独であり、社内には理解者がいないのではないかなというふうに考えがちなんです。そうではなく、自分たちの会社を一番よく分かっている従業員が一番近くにいるということに気づくことが、まず第一歩だというふうに私は考えています。そして、従業員との対話によってのコミュニケーションを取ることがとても重要であります。

対話といいますと、いろんなところでよく使われますけれども、自分の考えとは異なる意見を傾聴すること、これが、まず最初の対話という目的でございませう。

ございますけれども、なぜ相手は自分と違う意見を考えるのか、それはなぜなのかということを考える、それを知ろうとする相互理解であると思っております。そして、その相手の自分と違う意見を否定するのではなく、相互理解の先に新しい気づきが生まれる、それが、経営者の意識を改革する第一歩ではないかという考えに至ったところでございます。

経営者が、従業員との対話で新しい視点や発想が生まれることに気づくことで、経営者の意識が変わるということで、私の考えがそこに行き着いたわけでございますけれども、経営者と従業員、労使関係で戦うといった構図ではなく、特に中小企業や小規模企業においては、従業員との対話による合意形成で、トップダウンであれ、ボトムアップであれ、組織の仕組みをつくっていくことが経営力の向上の要ではないかというふうに考えています。

経営力向上のためにイノベーションを起こすことは、多様な立場や考えを持った従業員が必要であることから、今回は、女性をメインにした取組について質問をさせていただきます。

まず、この女性を活用するというエビデンスでございますけれども、女性が経営者や管理職やリーダーなど、チームのどのレベルにおいても女性を含むジェンダー多様性が高い組織ほど、売上げやイノベーションの効率が高いといった調査や学術研究が出ていることを前提といたしましてお話をさせていただきます。

働く女性は増えたものの、経営に参画する機会がなかったり、制限されたり、または、女性自身がそれを当たり前だと思ってしまうような意識や空気感がまだあるように思っております。

それでは、質問に入ります。そういった意識や空気感を変えるために、企業風土やトップマネジメントの意識を変えていくことが重要だと考えておりますけれども、県ではどのような支援や取組をされているのかお伺いいたします。

また、女性が企業で働き続けるための取組についてもお伺いいたします。

〔楠田泰司環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（楠田泰司） 私のほうから、女性が企業で活躍するための経営者の意識改革、それから、女性が働き続けるための言わばキャリア支援の取組について答弁をさせていただきます。

県では、平成26年に企業と連携しまして女性の活躍推進三重県会議を設立し、企業での女性活躍が促進されるよう、環境整備や機運醸成に取り組んでまいりました。その結果、例えば、県の雇用経済部の調査では、常用従業員数が10人以上300人未満の県内事業所における令和6年度の女性管理職の割合は20.0%となり、平成29年度から9.9ポイント上昇するなど、効果が見られ始めています。

一方で、令和6年度に環境生活部が実施しました意識調査によりますと、性別による役割分担を感じる割合は、家庭で7割、職場で6割と、依然高い状況となっております。また、働く女性からは、固定的な役割分担意識やアンコンシャスバイアスがある、職場風土を変えるにはトップの関与と発信が必要、身近にロールモデルがないといった意見があります。

三重県会議は発足から10年を迎えておりまして、次のステージに進めるために本年4月から、輝くみえのミライ☆三重県会議と名称も変えまして、経営層及び男性の意識改革と働く女性のキャリアデザイン支援を両輪としまして取組の強化を図っております。

今年度、経営者層には、変革に向けたその意思をポスターで見える化する本気宣言事業や、先進的な取組を行う企業見学会を、また、働く女性には、キャリアデザインを支援するため、ロールモデルとの交流会を実施しております。

さらに、来年2月から先進的な事例を一元的に掲載するポータルサイトを新たに開設しまして、積極的に取組の水平展開を図っていくこととしております。

経営者層が意識を変えて制度や慣行を変革した結果、人材が定着して、生産性や売上げも向上するといった好循環が生まれたという声も聞いております。こうした好循環が広がるように、これまでの事業効果を検証するととも

に、企業の皆さんの御意見も伺いながら、より実効性の高い取組をしっかりと進めてまいります。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） それでは、私のほうからは、女性が企業で働き続けられる職場環境づくりに向けた取組につきまして御答弁いたします。

令和4年の総務省、就業構造基本調査の結果におきましては、全国における女性の正規雇用率は、25歳から34歳をピークに低下しておりまして、三重県においても同様な傾向となっております。この結果を見ますと、働く女性の多くが、結婚、出産、育児等を契機に仕事との両立が困難となり、正規雇用でのキャリア継続を断念せざるを得ないといったような状況にあるということが読み取れると思っております。

こうしたことから、県では、「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度や企業へのアドバイザー派遣の取組を通じまして、女性が様々なライフイベントに際しても働き続けられるという職場づくりを進めているところでございます。

このような取組を進める中で、運送事業者の例であります、企業主導型保育園の整備・運営を行い、子育てと仕事の両立がしやすい環境を整えたという事例も出てきておりますし、福祉事業者におきましては、週休3日制を導入しまして、女性管理職として、その施設長自らが子育てと仕事の両立を実現したという話も伺っております。

県内企業においては、こうした優れた事例が出始めているということから、今後は県が実施しますセミナーやシンポジウムなどの機会を通じまして、優良事例の水平展開を図っていきたくと考えております。

さらに、短時間正社員制度の活用促進でありますとか奨励金制度により、中小企業・小規模企業の取組を後押ししまして、女性がキャリアを継続し働き続けることができる職場環境づくりを一層推進してまいります。

〔18番 松浦慶子議員登壇〕

○18番（松浦慶子） 御答弁ありがとうございました。

環境生活部のほうでは、HAPPY☆CYCLE事業だったりとか、知事もポスターになっておりました熱気宣言ですか、そういったものをしていただいているのも見せていただいております。本当に、行政側、執行部側だったり、県職員もそうですけれども、もっと女性を活躍させていただきたいなというふうに思っておるところでございます。

雇用経済部のほうも、こういった登録・表彰制度で、いろんなことを応援していただくことで、自分の働いている会社が有名になったりとか、表彰されたことで応援しているとか、自分たちの誇りに思ったり、そういうことによって、またその社内の意識も改善されて、循環されていくのではないかなと、それが売上げやそういったところにつながっていくのではないかなというふうに考えているところでございます。

今、数値的にも9.9ポイント上がっているというようなお話もございましたけれども、私も9月の帝国データバンク四日市支店が発表されました資料によっても、三重県内企業の女性管理職の割合が2年ぶりに上昇したというようなレポートを見つけたところであります。特に中小企業に改善が見られたということが載っておりました。

しかしながら、管理職に女性がいるからいいんだということで終わっちゃ駄目なんですよね。そこに意思決定だったりとか、別に経営者層だけではなく、社内全体で女性やそういったジェンダー多様性のある意見、経営者とは違った目線、角度から見られる意見、考えにどうやって経営者が気づくかという、ここが一番大変難しいところであるんですね。なので、やっぱりトップダウンになりがちなんですけれども、違う目線での意見をしっかり社内に取り入れる、これがイノベーションを起こしていく一つの源ではないかなと考えておりますので、ぜひそれを、公的機関だったり行政側が、県が何をサポートできるのかという、やっぱり表彰制度であったりそういうことで、もう応援するしかないのかなというふうなことも思います。補助金等はありませんけれども、それは、次の質問に入るわけですが、そういったことがあるんですけど、そういうことをしっかりやって、啓発だったり発信をしていた

だきたいなというふうに思っております。

では、次の質問に入ります。

三重県版経営向上計画の取組推進について伺います。

今回、この質問をさせていただこうと思ったのは、10月に倉本議員が一般質問されましたときの、中小企業等へ後押しするという事は、守ることでなく、稼ぐようになることを後押ししないといけない、それが重要なのではないかというような御発言に賛同してこういった質問をさせていただくわけでございます。

経営力を向上するというのは定義があるんですけど、ちょっとその定義を申しますと、企業や組織が持続的に成長できるよう経営の質をアップデートすることの繰り返しであり、単に売上げや利益追求だけではないと、組織の仕組みや人材育成やビジョン、財務など、総合的に強化をしていかなければいけないということが定義をされているところでございます。

企業支援としては、先ほどお話もありました商工団体だったり産業支援センターから、また、金融機関の様々な補助金制度だったり伴走支援があります。これは大変重要なことであり、ありがたい支援ではあるんですけども、一時的な効果は期待できますが、その先の取組を行わなければ持続的な企業経営にはつながらないというふうに思っております。

また、これらは不安定要素でもあり、新政権では日本版DOGEといったようなことも言われ始めております。持続的な企業の成長を後押しすることが必要であり、自社の経営状態のデータ化、財務諸表などですね、自社の強みや弱みを客観的に把握することが効果的でありますけれども、中小企業や小規模企業の多くは、日々の業務に追われるなどして、なかなかこういった財務諸表などの分析ができる状況には至っていないというふうにも思っております。その傾向は、企業規模が小さいほど顕著だと考えておりますけれども、県が実施されている三重県版経営向上計画の認定は、企業の規模に関わらず自社の客観的な経営分析ができるので、非常に効果的な取組ではないかなというふうに私も考えておるところでございます。

それでは、質問させていただきます。三重県版経営向上計画の認定制度は、中小企業・小規模企業の経営力向上を促進する手段として効果的だと考えておりますけれども、この県の取組をお聞かせください。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） それでは、三重県版経営向上計画の取組につきまして御答弁申し上げます。

三重県版経営向上計画は、三重県中小企業・小規模企業振興条例に基づきまして平成26年4月に創設した制度でありまして、県内中小企業等が発展段階に応じて作成する計画を県が認定するというものでございます。この計画の策定、実行を通じまして、経営の向上に対する主体的な努力を促進し、その挑戦を後押しするだけでなく、意欲を引き出すことで、企業自身の成長と県経済の活性化にもつなげていくという目的でございます。先ほど、議員からも御紹介のありました質をアップデートするという意味でも、この経営向上計画というのは役割を果たしていると考えております。

認定は、ステップ1からステップ3までの3段階に分かれておりまして、ステップ1は自社の課題を把握する計画、ステップ2は課題を解決するための具体的な取組を掲げる計画、ステップ3は計画実行の裏づけとなる資金計画なども含む詳細な計画というふうになってございます。

県では、これまで、約8500件に上る計画を認定してきたところでございますが、特にステップ3の認定を受けた計画は、経営向上に直結する可能性が高いものでありまして、昨年度認定を受けた製材業者からは、計画どおりの売上目標を達成できたほか、従業員の確保にもつながったといった声もいただいております。

一方で、ステップ3の認定には収支計画や資金計画等の詳細なつくり込みといったものが必要になってきますので、とりわけ人的資源の乏しい小規模企業におきましては、計画作成に取り組むこと自体が難しいといった声も聞いております。このため、今年度は新たに、ステップ3の計画申請を促進するために、収支計画作成等を支援する専門家派遣の取組を進めております。

また、地域における伴走支援を強化するため、商工会・商工会議所の経営指導員等を対象に、計画策定の支援に資する研修会も実施いたしました。研修会には49名の方が参加し、必要となる支援スキルを高めていただきました。

今後は、ステップ3の認定取得による効果等を広く普及するため、優良事例を県ホームページで紹介するとともに、商工団体と連携しながら、研修を受講した経営指導員等が中心となって継続的な伴走支援を進めていきたいと考えております。

こうした取組を通じて、ステップ3に係る認定取得の一層の促進を図り、中小企業等の経営力向上につなげてまいります。

〔18番 松浦慶子議員登壇〕

○18番（松浦慶子） ありがとうございます。

KPIの表を見ましても、年々この認定件数が増加しているということでございますけれども、このKPIの全体の数は、ステップ1、ステップ2、ステップ3、全部合わせての数なので、別々にしたほうがいいんじゃないかなというふうに思っておりますが、ステップ2までは行くけれども、ステップ3にはなかなか小規模企業は行きにくいというようなお話が今ありましたので、そこはしっかりサポートしていただくことが重要だと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

その次の段階といたしまして、さらなる経営力向上、これが経営の質をアップデートし続けるということでございますけれども、日本生産性本部が行っている経営品質向上活動がございます。これは、製品やサービスそのものではなく、今までちょっと申しましたように、顧客本位であるとか、従業員重視であるとか、ビジネスパートナーとの協働、社会貢献などの視点から、自社の取組を社員全員で共有する、それを対話形式に変えるなど様々な改善をすることによって、イノベーションを偶発的に起こすのではなく組織的に取り組む、こういった経営品質向上活動によって成果が生まれるんですね。

三重県でも、この活動の経営品質賞の表彰式の開催を野呂副知事にいただいているところのお写真を見させていただきました。そういったところ

に三重県も関わっていただいて、こういうことが中小企業・小規模企業にとって励みになるというようなところを期待して、この質問を終わらせていただきます。

それでは、4番目の質問に入らせていただきます。

みえ子ども・子育て応援総合補助金についてでございます。

はじめに、この応援総合補助金を活用された取組、大紀町の保育園のお話なんですけれども、（パネルを示す）大紀町には四つの保育園がございまして、そこで開催されたオープン型保育研修、こういったところにこの補助金が活用されているという、すばらしい取組だと私も思って、視察をさせていただいたわけでございます。

何がいかといいますと、保育園の保育士の考え方だったり意識が、保育所保育指針というのが約10年ごとにしか改訂されないということもあって、やっぱり園長だったり、若い保育士の先生だったり意識がちょっとずれてくるというところが問題ではないかというようなことで、大紀町はそこに気づかれた。

そういったことを、これまでいろんな研修をされるんですけども、なかなか自分たちで話し合うのは前に進まない。そのアドバイザーを派遣していただいて、アドバイザーの補助の資金を補助金で活用していただくというようなことをされているわけですね。アドバイザーが入ることによって、先ほどの対話の話じゃないんですけれども、それが前に進む一つのことなんだと。アドバイザーでそのことが変わるということで、保育力等向上研修事業を活用されている。この補助事業は応援総合補助金に見合った本当に適したものではないかなというふうに私は感じまして、今回、こういった発言をさせていただくところでございます。

せっかくパネルを作りましたので、（パネルを示す）こういった二つの園、大紀保育園と錦あおぞら保育園、こういうところがされているという。県職員の方も参加をさせていただいております。本当にありがとうございました。

この補助申請額が245万2500円、補助率が3分の2で交付決定額が、計算

しましたら163万5000円というような金額になるわけですね。応援総合補助金はすごくいい事業で、目的にマッチしたというようなどころなんですけれども、引き続き、この事業をバージョンアップして取り組まれるというようなことも、前回の総括質疑でしたか、そういうところでも知事の発言を聞かせてもらったところがございます。

それでは、質問をさせていただきますが、この子ども・子育て応援総合補助金事業は、令和5年度から3年間にわたり取り組まれてきました。その成果や課題も踏まえ、今後、どのように取り組まれていかれるのかを伺います。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、お答えをいたします。

みえ子ども・子育て応援総合補助金につきましては、市町に御活用いただいて、この3年間で119件の創意工夫ある新たな取組が実施されているところがございます。市町からは、引き続き補助金を活用したいとの要望をいただいております。今後も新たな取組が創出されるというふうと考えております。

また、採択事業の内容を見ますと、当初多かった現金給付事業や老朽化に伴う施設改修事業が減りまして、保育所でのおむつのサブスクリプションや長期休業中の居場所づくりなど、仕事と子育ての両立を支援する取組が増加をしております。

この採択事業の変化は、市町の課題認識や両立支援に対する県民ニーズの高まりの現れというふうに捉えておりまして、変化に合わせた補助制度に見直していくことが必要と考えております。

こうした3年間の成果を踏まえて、令和8年度以降の総合補助金につきましては、二つの柱に整理したいというふうに考えております。

まず、市町における子ども・子育て施策の充実の流れを止めることのないよう、引き続き、子どもの育ちと子育て環境の充実に向けた創意工夫のある取組を幅広く支援していきたいというふうに考えております。

もう一つは、共働き世帯が増加する中で仕事と子育てを両立できる環境を整備することが重要と考えており、そうした市町の取組を促進する枠を設け

て支援したいと考えております。

保育園の取組の御紹介をいただきましたけれども、とりわけ仕事と子育ての両立の要である保育環境の整備に向けては、保育士確保を進める必要があります、改めて市町への聞き取りを行いましたけれども、保育士の処遇や職場環境の改善など、地域ごとに様々な課題があるということが分かりましたので、この枠を活用して、市町独自の取組への後押しを行っていきたいと考えております。

また、子どもが豊かに育つために、安全・安心で様々な人との交流や体験ができる居場所が必要とされておりまして、県では、子どもの居場所の拡充に取り組んでおるところでございます。総合補助金の採択事業の中には、先駆的で子育て家庭への支援効果が高い子どもの居場所づくりに係る取組が見られることから、こうした取組の横展開が進むよう、総合補助金とは別の新たな補助制度を創設することを検討しておるところでございます。

引き続き、市町の子ども・子育ての取組をしっかりと支援していきたいと考えております。

〔18番 松浦慶子議員登壇〕

○18番（松浦慶子） ありがとうございます。

地域の課題とか子どもの居場所づくりに力を入れていただくというところで、新たな補助制度も今回、創設されるんだろうなと思っておりますけれども、これは、こども家庭庁の子ども・子育て支援制度という国の予算を使っているのかなというふうに思っています。

私もいろんな町を回らせていただいて聞きましたら、補助率が違うというところがある、すごく課題なんじゃないかなと思っておりまして、人口減少率の高い10市町の補助率は3分の2であって、それ以外の市町は2分の1の補助率だと。何かおかしいと思うのは、人口減少率によって補助率を分けるというのは、実際、そこに住んでいる子どもや子育て世代の子ども・子育て支援であれば、同じ補助率にするべきなんではないかなというふうに考えています。人口減少率じゃなくて、財政力指数で見るとかね。

もう一つは、限度額がございますよね。その補助限度額を下げても同じ補助率にすべきなのではないかなというふうに思うんですけども、その辺、いかがですか。

○子ども・福祉部長（竹内康雄） 御質問いただきました補助率でありますとかそういう部分につきましては、今、まさに補助制度につきまして、どういう形にしていくかということを検討しておりますので、今後、引き続き検討させていただきたいというふうに考えております。

〔18番 松浦慶子議員登壇〕

○18番（松浦慶子） ぜひ、その辺の改善もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ちょっと時間がなくなってまいりました。最後の質問に入らせていただきます。

先日成立しました三重県性暴力の根絶をめざす条例を踏まえて、子どもへの性暴力の根絶を！というふうに質問させていただきます。

先日成立した性暴力の根絶をめざす条例に、皆さんの御尽力をいただきまして、知事に併せてお礼を申し上げます。私は、教育警察常任委員会の委員長でございますので、今年の6月頃から報道された、愛知県をはじめとする他県の教員グループが、女子児童の盗撮画像とかをSNSで共有されていたという、あってはならない事件に大変な衝撃を受けて、強い憤りを覚えたわけですが、このような子どもへの性暴力が教育現場で起こり得る問題に対して、やっぱり、この条例が成立したということもありますので、今後、しっかりと取り組んでいかなければならない、県のほうもそうですし、私たちもしっかり取り組んでいかなければならないなというふうに考えているところでございます。

要望にとどめさせていただきましても、その中で、この条例の第15条にあります予防教育等の推進、これの検討を早急に始めていただきたいと思います。推進計画も大事でございますけれども、その子どもに対する性暴力の根絶にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。それだけを要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひ

いたします。

ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。12番 川口 円議員。

〔12番 川口 円議員登壇・拍手〕

○12番（川口 円） こんにちは。新政みえ、津市選挙区選出の川口円です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

はじめに、11月14日に御逝去された同僚議員で人生の先輩、出張先では必ずと言っていいほど夕食を食べながら一緒にお酒を酌み交わし、楽しい思い出ばかりで大変お世話になった平畑武議員の御冥福をお祈りいたします。

それでは、1の（1）みえ防災ナビの活用について御質問をさせていただきます。

みえ防災ナビは、三重県が運用する公式の防災アプリで、私が直接お聞きした自治体職員の間では、評価が高いと感じました。

アプリの主な機能としては、（パネルを示す）特徴1として、どこにいても周辺の避難場所や道順を確認でき、プッシュ通知にて現在地における避難に関する情報をお知らせします。現在地周辺の避難場所や災害リスクを表示、

現在地から選択した避難場所への道順を案内します。

特徴2、台風などに備え事前に避難計画を登録でき、非常時の持ち出し品や避難先などを個人の避難計画として事前に登録できます。

特徴3、様々な防災情報をまとめて確認でき、河川水位、雨雲レーダー、土砂災害危険度、道路通行止めなど、様々な防災情報を地図で確認することができます。

また、日本語のほか、8言語で情報発信をしています。

発災時においては、御自身または御家族の大切な命を守るために必要な情報と機能ばかりです。しかし、県民の皆様には、まだまだ周知されてなく、利用も少ないような状況ではないかと感じます。

みえ防災ナビはまだ活用されていない時点でのアンケートだと思いますが、令和6年度防災に関する県民意識調査結果では、災害時に知りたい情報について、気象情報と答えた方の割合が87.7%と最も高く、次に、地震に関する情報が77.4%、ライフライン情報が68.4%、河川情報が64.4%、避難情報（警戒レベル）が61.4%と割合が高くなっています。

年齢別に見ると、年齢が低いほど、避難情報（警戒レベル）と答えた方の割合が高い傾向であります。

また、70歳以上において、河川情報、土砂災害に関する情報、交通・道路情報、文字による被害情報詳細、ライブカメラ等の映像情報と答えた方の割合が他の年齢に比べて低くなっており、現在利用している災害時の情報の入手先について、テレビと答えた方の割合が87.5%と最も高く、次いで、携帯メールが33.8%、市町の防災行政無線が25.4%と、割合が高くなっています。

今後利用したい災害時の情報の入手先についても同様に、テレビと答えた方の割合が67%と最も高く、次いで、携帯メールが31.6%、市町の防災行政無線が24.5%と、割合が高くなっています。

そこで、現在のみえ防災ナビのダウンロード状況及びより一層の利便性の向上を踏まえた今後の取組についてお伺いいたします。

〔田中誠徳防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（田中誠徳） それでは、みえ防災ナビの普及について御答弁いたします。

令和6年11月から運用を開始いたしましたみえ防災ナビでございますけれども、普及に向けて、県が開催する防災イベントやシンポジウム、地震体験車の派遣時での啓発のほか、県内企業や外国人を対象としたセミナーでの説明、県政だよりみえでの紹介など、様々な機会を捉えて普及に向けた取組を行っております。

ダウンロード数でございますけれども、令和7年10月末現在で10万9167回でございます。県の人口に対する割合といたしましては、約6.4%となっております。これは、他の都府県の防災アプリと比較すると、全国中位ぐらいでございます。運用開始から1年としては、順調に増えているものと考えております。

このアプリでは、運用開始後も、耳で聴くハザードマップとの連携を行うなど、継続的に利便性向上に取り組んでいるところでございますけれども、年内には新たに、避難場所等への道順を多言語で音声案内を行う機能や、国や県が県内に設置している道路観測カメラの画像の閲覧機能などを追加することとしております。

このアプリには全国の避難場所や避難所が掲載されており、自宅以外の外出先でも活用することができます。こうした特徴などアプリの利便性を一層周知して、ダウンロードの増加につなげる必要があると考えております。

このため、普及に向けた今後の取組といたしまして、利用者の声を踏まえた新たな機能追加ですとか、年末年始などに県内を訪れる旅行者への周知といたしまして、県内宿泊施設や観光施設でのみえ防災ナビの案内カードの配布、活用方法を分かりやすく掲載したチラシのリニューアル、アプリの閲覧日や回数を分析し、利用頻度を基にした効果的なウェブなどでの広告の発信などを行うことで、より多くの方に使っていただけるよう、関係部局とも連携しながら取り組んでまいります。

〔12番 川口 円議員登壇〕

○12番（川口 円） ありがとうございます。

今のアプリの内容及び多言語の部分、また、データというか見ていただける部分の、バージョンアップをもう少しやっていただけるということで、ありがたく思います。

ただ、ダウンロード状況はかなり伸びてきていて、全国でも優秀なほうに進めていただいているということで、6%台が多いか少ないかという、まだまだ、自治体の中では上位になってきたのかも分からないんですけど、アプリの通常のダウンロード率という低いような状況だと思いますので、より一層使っていただけるというふうにしていただくために、日頃より活用してもらおうということは、当然、機能の充実と利便性の向上がますます必要だと思うんです。例えば、使っていただいているかどうか分からないんですけど、避難所ウオークラリーとか、通常、何かのときに使っていただけるようにするか、また、防犯機能であったり不審者情報とか学校で保護者の方に案内しているものが入ってくるとか、そういうところも県民の皆さんの声をお聴きしながら必要な情報を取り入れていただくなど、今後、利便性の向上に向けて、より一層取り組んでいただきたいと思います。

そして、検証というのが非常に大事だと思うんですよね。常にしっかり検証していただいて、変えていただくということが、今後必要だと思いますので、検証のほうもしっかりやっていただきながら、充実したアプリになるように進めていただきたい、このように思います。

それでは、1の（2）防災意識の向上に向けて質問をさせていただきます。

近い将来、発生が危惧されている巨大地震による津波に対する避難意識についてお伺いいたします。

令和6年度防災に関する県民意識調査結果では、東日本大震災発生後の防災意識について、時間の経過とともに薄れつつあったが、近年頻発する地震により、再び高まったと答えた方の割合が50.8%と最も高くなっており、昨年度から26.9ポイント増加。

一方で、時間の経過とともに薄れつつあると答えた方の割合が昨年度から

30.2ポイント減少。

地域別に見ると、鳥羽市以南の津波危険地域において、地震に対して高い防災意識を持ち続けていると答えた方の割合が他の地域に比べて高くなっている。

どの地域・年代においても、時間の経過とともに薄れつつあったが、近年頻発する地震により、再び高まったと答えた方の割合が約5割と高くなってきました。

巨大地震発生時の避難先としては、緊急避難場所、避難所と答えた方の割合が50.9%と最も高く、次いで、自宅（在宅避難）が32.2%と、割合が高くなっており、避難場所や避難経路について、避難場所も避難所も知っているとして答えた方の割合が53.8%と最も高く、次いで、避難先は知っているが、避難場所と避難所の区別は分からないが21.4%と、割合が高くなっているという状況です。

地域別に見ると、鳥羽市以南の津波危険地域において、避難場所も避難所も知っているとして答えた方の割合が高く、年齢別に見ると、年齢が高いほど、避難場所も避難所も知っているとして答えた方の割合が高く、年齢が低いほど、避難先は知っているが、避難場所と避難所の区別は分からないと答えた方の割合が高い傾向にあるということでもあります。

南海トラフ地震臨時情報については、45.3%の方が、名称は知っていたが具体的な内容は知らなかったと答えており、昨年度から割合が増加。

一方で、依然として75.1%の方が、南海トラフ地震臨時情報の具体的な内容は知らなかったと答えています。

地域別に見ると、東紀州地域、鳥羽市以南の津波危険地域において、具体的な内容を知っていたと答えた方の割合が他の地域に比べて高くなっており、年齢別に見ると、40歳代以下の層で、名称も具体的な内容も知らなかったと答えた方の割合が高い傾向にあり、南海トラフ地震臨時情報の具体的な内容を知らなかった方のうち、47.1%の方が8月8日の臨時情報の発表を受けて、具体的な内容が分かったと答えています。

一方で、45.6%の方が情報を見たが、具体的な内容はよく分からなかったと答え、年齢別に見ると、年齢が低いほど臨時情報の発表を受けて、具体的な内容が分かったと答えた方の割合が高く、年齢が高いほど、情報を見たが、具体的な内容はよく分からなかったと答えた方の割合が高い傾向です。

南海トラフ地震臨時情報の発表を受けて、食料や飲料の備蓄を進めたと答えた方の割合は60.4%と最も高く、避難先や避難経路の確認を行ったが23.5%、自宅や職場等のハザードマップを確認したが19.5%となっており、一方で、23%の方が何もしなかったと答えています。

地域別に見ると、東紀州地域において避難先や避難経路の確認を行ったと答えた方の割合が他の地域に比べ高くなっており、津波危険地域に着目すると、鳥羽市以南の津波危険地域において、避難先や避難経路の確認を行ったと答えた方の割合が他の地域よりも高く、何もしなかったと答えた方の割合が他の地域より低くなっています。

年齢別に見ると、30代において、自宅や職場等のハザードマップを確認したと答えた方の割合が他の年齢より高くなっています。

現状の避難意識は向上していると感じますが、人は、いざというときになかなか逃げるという決断ができない状況になると言われています。正常性バイアスと多数派同調バイアスが心理的に働き、ここまでは来ない、自分のところは大丈夫だろう、隣の方が避難していないから大丈夫など、自分の都合のいい解釈をして、その場にとどまってしまうことが考えられます。

新たな南海トラフ地震被害想定が年度末に発表される予定です。この発表を絶好の機会と捉え、どのように率先して避難する環境づくりに取り組んでいくのかをお聞きいたします。

〔田中誠徳防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（田中誠徳） 県民の津波避難意識の向上のための取組について御答弁いたします。

令和7年3月に国が発表した南海トラフ地震被害想定におきましては、三重県の死者数は最大で約2万9000人、うち、津波による死者数は約1万9000

人と最も多くなっております。

津波から命を守るためには、いち早く安全な場所に逃げるのが何よりも重要です。今回の国の被害想定の中では、発災後に住民が早期に避難した場合、津波による死者数が大幅に減少する試算が示されております。このことから、住民の自主的かつ迅速な避難を促す意識啓発が非常に有効な手段であると考えております。

県ではこれまで、県民の皆様の避難意識向上を目指しまして、地震や津波をテーマとしたシンポジウム、若者や家族向けの防災意識の醸成を図る防災啓発イベントの開催、先ほど御答弁したみえ防災ナビの運用などに取り組んでおりまして、新たな南海トラフ地震被害想定公表は、津波避難意識をより高めていただく絶好の機会と考えております。

また、この被害想定を踏まえまして、来年度、沿岸19市町を対象に津波災害警戒区域というものを指定いたします。警戒区域の指定に当たっては、現在、作成を進めている警戒区域案を基に、市町と共に行う住民への丁寧な説明を通じまして、津波避難意識をさらに向上させていきたいと考えております。

さらに、今回の被害想定では、津波災害を自分事として捉えていただくため、地震と津波が発生した場合に起こり得る状況を分かりやすく示した被災シナリオというものを新たに作成しております。来年度には、この被災シナリオを活用し、津波災害の恐ろしさを十分に認識していただけるように動画作成を行うなど、これまでの取組に加えまして新たな取組を積み重ねることで、県民の皆さんの津波避難意識がより高まるよう尽力してまいります。

〔12番 川口 円議員登壇〕

○12番（川口 円） ありがとうございます。

被災シナリオ等も作っていただいて、もう少し意識をしていただけるようにやっていたらということ、大変ありがたく思います。

本当に、津波、地震があつてすぐに避難することができるかどうかで、先ほどの答弁にもありましたように、被害状況が大きく変わると。東日本大震

災で、釜石東中学校の事例では、中学生が率先避難者として避難を開始したことで周囲の住民も避難し、結果的に周りの大人を救ったということをお聞きしました。県民一人ひとりが率先避難者として行動できるように、より各自治体の協力も得ながら、一層の取組をお願いします。

また、故三谷議員が複合災害について3月に質問をされました。この複合災害への対策、対応についても、現在、しっかり取り組んでいただいているとは思いますが、引き続きよろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2番目、オーバードーズ（OD）による自殺対策についてお聞きをいたします。これは、昨年も私、この場で質問させていただいたところではありますけれども、もう少し踏み込んでやっていただきたいという思いで、再度質問させていただきます。

最近、毎週金曜日に津駅西口でチラシを配る活動をさせていただいております。そのときに、時には高校生などと会話をしながら、特に若者を観察させていただいています。なぜかという、メンタル面で心配な子どもたち、また、オーバードーズの可能性が高い若者が増えていないかと注意深く見せていただいています。残念ながら、両者とも、私の経験上でありますけれども、増えているように感じます。

先日、同僚の芳野議員から、四日市市もオーバードーズに対するサポートが必要になってきました、どのような活動が効果的なのかという相談をいただいたところでもあります。

10月には、2025年版の自殺対策白書が閣議決定されました。全体の自殺者数は減少傾向にあるものの、10歳代及び20歳代の自殺者数は、令和2年に増加し、高止まり傾向にあります。そして、小・中・高校生の自殺者数は過去最多水準となっており、10歳代及び20歳代の死因第1位は、自殺となっています。

WHOによれば、自殺で亡くなった大人1人に対して、自殺未遂をした人が20人以上いる可能性があることが示唆されています。

オーバードーズと自殺未遂の関連性の高さも明らかになりました。自殺未遂した人の手段を見ると、40歳未満ではオーバードーズが6割を超え、オーバードーズ対策が重要となっています。

そして、10代の薬物依存症患者の約7割は、市販薬を使用していると言われています。オーバードーズは、長期的には強力な自殺の危険因子であり、若者からの生きづらさのサインで、大切な命に関わるSOSでもあります。医療、教育だけでなく、福祉、地域保健全体での支援が必要であります。残念ながら、つながった大人が、駄目だ、やめると注意すると、必ずそこから先に進めなくなります。

10月には、東京で10代の中学生がビルの階段から飛び降りて死亡し、通行人にけがをさせるという事件がありました。オーバードーズ状態だったと言われています。事実関係は分かりませんが、SNS上では、この中学生本人が飛び降りる前だと見られる動画、また、警察が現場検証を行っているときの画像などがたくさん流れていました。

地方であっても、SNSなどによってリアルな情報が入ってくる時代となり、一挙に若者が自殺へと進んでしまう強力な危険因子となります。

オーバードーズで自殺に至った方が未成年の場合、親などの監督義務者については、日常的に本人がオーバードーズを繰り返していたことを知りながら適切な対応をしなかった場合、監督義務の懈怠があったとみなされ、民事上の責任を問われる可能性があるようです。

一番必要なものは、体温を感じない防止策より、体温を感じる支援を積極的に広げ、積み上げていくことであります。そして、オーバードーズにより病院に緊急搬送された自殺未遂者に対する積極的な支援、介入は、特に大切な命を守るために重要であります。リストカットなどの自傷行為も含め、今後の対策について伺いいたします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） それでは、オーバードーズによる自殺対策についてお答え申し上げます。

オーバードーズにつきましては、近年、若者の間で市販薬の過剰摂取が広がるなど、深刻な社会問題になっていると私どもも認識しております。

令和6年に実施されました全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査というものがあるんですけども、それによりますと、薬物関連精神疾患の要因となった主たる薬物につきましては、市販薬と回答した回答が全体の15.1%を占めております。特に、10代では71.5%と、大きく増加している状況にあります。

先ほど議員からも御指摘がありましたように、オーバードーズの背景には生きづらさがあるということが言われておりまして、医療、保健、福祉、教育が連携し、地域全体で支援していく必要があると私どもも考えているところでございます。

まず、医療機関との連携につきましては、オーバードーズ等の自傷行為で救急搬送された方が専門医療機関や各種相談窓口につながるができるよう、オーバードーズや薬物に関することで困っていませんか、あるいは、誰にも相談できずに困っていませんかとして、相談窓口を記載したリーフレットを県内の救急患者の受入れを行う医療機関に配布し、本人やその家族に適切な相談窓口を案内いただくよう協力要請をしているところでございます。

また、教育機関との連携につきましては、自殺リスクの高い児童生徒を対象にしまして、学校関係者と地域の支援者で行われていますケース会議に精神保健福祉士をアドバイザーとして派遣しておりまして、医療機関への受診勧奨を含めました専門的な助言を行い、必要に応じて地域の支援機関や医療機関へつなぐ支援を行っているところでございます。令和6年の対応実績につきましては14件で、支援の対象にはオーバードーズを行った生徒も含まれており、早期介入により、医療機関等へつなぐことができたのかなと考えております。

さらに、今後の取組としましては、議員御指摘のありました、自殺未遂等で医療機関を受診されたことで介入できるように、医療機関とのさらなる連携強化を図るために、各保健所に設置している連携会議に新たに救急医療機

関にも参加していただくなど、情報共有・連携体制を構築し、オーバードーズ等の自傷行為があった方を適切に支援機関へつないでいきたいと思っております。

それから、児童生徒以外もございますので、子ども、若者にも早期に適切な支援を講じていく必要があるため、先ほど申しあげましたアドバイザー派遣事業を強化しまして、学校の現場に加えて、市町や民間の相談機関等も支援対象とする、仮称でございますが、こども・若者の自殺危機対応チームの設置に向けて、現在、検討を進めているところでございます。

〔12番 川口 円議員登壇〕

○12番（川口 円） ありがとうございます。

しっかりと、最後、SOSで病院に運ばれた方を守っていただき、そして、命を落とすことのないように、引き続き、御尽力をいただきたいというふうに思っています。

私、いろんなところでお話しさせていただきながら、ちょっと心配やなどという方がいたときに、袖をめぐってっお願いするんですね、許可をいただきながら。もう今のところ、気になった人は100%ですね、リストカットの傷跡があって、オーバードーズしているかって言ったら、傷の古い方はしたことがある、新しい方はしていると、こういう回答をいただく。その経験で、駅前で見ていると、気になる、すごく心配になる状況で、今後、悪化するような状況にならないかということに危惧しておる1人として、このオーバードーズ対策については力を入れて命を守らせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3番目の若者に必要なSNS対策についてお伺いいたします。

最近では、大人より子どものほうがスマートデバイスを使いこなして、大人の方が時代についていけなくて、子どもが何をしているかわかっていない。子どもは、大人よりリテラシーは高いがモラルが伴っていないというような状況であるように感じます。

これからの社会を考えると、インターネットやSNSから子どもを遠ざけ

たいと考えてしまいがちでありますけれども、遠ざけるという選択肢ではなく、有用さと怖さをしっかり学び、賢く付き合い、賢く利用することが大切かと思います。なぜなら、利用しないことによる不利益が多くなってきたからであります。

SNS対策には、加害者とならない、また、被害者とならないための指導及び情報提供などと、もう一つ、若者が勇気を振り絞りSOSを発したときの充実したサポート体制と、三つの対策が必要であると私は考えています。

SNSに起因する事犯は、令和元年をピークに全国の統計では減少傾向にあります。今後危険な状況に変わりはありません。

また、自分が潰れる前に助けてと言える力、専門用語で受援力といいます。力のつけ方は簡単で、自分を傷つける人とは距離を置き、大切にしてくれる人のところに自分で行くことです。

人生で困らない人なんていないと思います。だから、支援じゃなく、困ったときはお互いさま、人と人が当たり前で助け合う社会をつくるのが大切だと痛感します。教育委員会の取組についてお聞かせください。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、若者に対するSNS対策について答弁させていただきます。

近年、SNS等を起因とするトラブル、性犯罪や闇バイトをはじめとする犯罪が増加傾向にあります。子どもたちが犯罪に巻き込まれることのないよう、情報モラル教育をはじめ、子どもたちの安全を守る取組を進めることが急務となっていると認識しています。

情報モラル教育につきましては、小・中学校の道徳科の中で、インターネットにおけるコミュニケーションのトラブルなどを題材に、他者への共感や思いやりについて考えを深める学習などを行っています。

中学校の技術の授業では、ネットワーク上のルールやマナーの遵守などについて学びを深めています。

高等学校では、全ての生徒が情報Ⅰの科目において、情報に関する法規や

制度等について学んでいますし、特別活動の時間には、インターネット利用の危険性やSNSの正しい利用等について学習しています。また、警察や通信事業者等の協力を得て、保護者が対象の研修会を実施している学校もごいます。

SNSに係るトラブルや犯罪の未然防止に取り組む学校の支援に向けまして、県教育委員会も動いています。文部科学省や三重県警などから提供される犯罪被害防止のための教材や講座の情報共有、インターネットの危険性やSNSの適切な利用、SNS相談窓口等をまとめたリーフレットの配布など、意識啓発の取組を進めています。

また、教職員がSNSに係るトラブルや犯罪の知識を深め、子どもたちに効果的な指導ができるよう、生徒指導担当者が集まる会議で三重県警と連携した研修を行っています。

加えて、SNS上でトラブルを招きそうな書き込みなどがあった場合の被害の未然防止や早期対応につなげるために、ネットパトロールを実施しています。

子どもや保護者から相談があった場合、学校は、被害を受けた児童生徒の心のケアなど、子どもの安全を最優先に対応するとともに、相談内容に応じて、専門家や関係機関と連携し対応を進めています。対応困難なケースについては、県教育委員会も支援に入ります。

SNSをはじめとするインターネットを通じた犯罪は、日々その手口が変化しています。今後も、三重県警等の関係機関と連携しまして、最新の動向を把握しながら、子どもたちの安全を守る取組を進めてまいります。

〔12番 川口 円議員登壇〕

○12番（川口 円） ありがとうございます。

犯罪手口というのは、教育長が言われたとおり、日々進化していくということで、新しいことをまたお伝えいただきながら防いでいただくということが大前提であるかと思えます。

また、若者からのSOSが入った場合、福祉分野など、各相談窓口が連携

し、対応できる仕組みがより一層必要だと感じております。相談窓口の関係者が集まり、検証、協議しながら最善の対応を追求することをお願いいたします。相談しても無駄だとならないように、細心の注意を払っていただき、対応していただける環境づくりに御尽力をお願いしたいと思います。

私、教育委員会の仕事を決して増やさせていただきたいという思いでお伝えしているのではなくて、教育の現場は、教育をやっていただく。今の時代に多様化してくる部分に関しては、本当は違う機関がしっかり受けていただいて、現場の先生方の負担を軽減できるような体制づくりが、もう本当に必要になってきたんかなというふうに思っておりますので、この連携をやっていただきながら、子どもたちのSOSをしっかり受け止めていただける環境を、ぜひ早急に今後つくっていただきたいというふうに思います。

それでは、4番目の若者への性教育についてお伺いをいたします。

先月、11月11日11時に、大阪ミナミ駆け込み寺が道頓堀近くに開設されました。この日は、ちょうどポッキー&プリッツの日ということで、何か有名な日だったらしいです。

当日、私はテープカットに参加し、その後、オープニングにお越しになられたたくさんの方々を御紹介いただき、いろいろなお話を伺いながら意見交換をさせていただきました。全国ですばらしい活躍をされている方々がたくさんお見えになりました。

その中である方より、教育とは人権教育のこと、人権が正しく理解されていないことが問題の根本にあるとお聞きいたしました。中でも重要なのは性教育だと。そもそも人間の命は、性から始まる。そのため、性教育をきちんとしないと命も大切にできないし、自分も相手のことも尊重できない。つまり、人権を理解できないということだと。性教育は、究極の人権教育だと。自分の命も相手の命も大切にするには、一人ひとりが正しい知識を持つことから始まり、そのことで社会課題の多くを解決できると教えていただきました。

大阪ミナミのある産婦人科では、過去に月間約200件の人工妊娠中絶を

行っていて、先生が、何とかしなければということでも新たな取組が始まっているということです。

性犯罪に関わり少年院に送致された少年の多くは、性教育を受けていない事実があること。アメリカの有名なジョナサン・エイブルの性犯罪の研究によると、未治療の性犯罪者は、生涯に平均して380人の被害者に対し、延べ581回の加害行為に及ぶこと。虐待で死亡したゼロ歳児のおよそ半数が生後24時間のうちに死亡していることに対し、予期せぬ妊娠による場合が多く、妊婦健診を受けていない人や母子手帳を持っていない人など、地域や関係機関との関わりがないケースがほとんどということ。

(パネルを示す) これが全国の統計であります。上から2番目、20歳未満の人工妊娠中絶が昨年より上がってきているというのが現状であります。

(パネルを示す) そして、こちらが県内のデータであります。一番右下が94件ということで、令和4年より減ってきているんですけども、令和6年は103件、また増えてきている状況であります。

性的な行為は密室で行われるので、誰の目もない状況で目の前の相手を大切にできるかどうかで人権意識が本物か試されること。痴漢は犯罪ですと電車内に書かなければいけないという国は本当におかしいこと。性教育が行き渡っていないことによる予期せぬ妊娠が多いこと。妊娠後に男性と連絡が取れなくなったという相談が多いこと。女性だけが痛みを伴う中絶、知識のなさによる悲しい結果は防ぐことができること。本当の愛は恐怖を感じることがないなど、たくさんのことを教えていただきました。

また、事実上の障壁となっている学習指導要領の歯止め規定撤廃を求める署名については、約4万2000筆を文部科学省に先日提出したとの記事も拝見いたしました。

現在の性教育についての取組についてお聞かせください。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長(福永和伸) それでは、性犯罪や性被害から子どもを守るための教育について御答弁させていただきます。

性犯罪、性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじり、身体的にも精神的にも長期にわたる深刻な影響を与える行為であり、断じて許すことはできません。

学校においては、子どもたちが将来にわたって性犯罪や性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないようにするための取組を充実させていく必要があります。このため、各学校においては、今、生命（いのち）の安全教育に取り組んでいます。これは、子どもたちが命の貴さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、命を大切に考える考え方や、自分や相手を尊重する態度を身につけるための教育です。

具体的には、小学校では、プライベートゾーンを守るルールについての学習や、心と体の距離感には個人差があることを認識する学習を行っています。

また、中学校や高校では、SNSで見えない相手とつながることの危険性について考える学習、性暴力の現状や性暴力が起こる背景についての学習、被害に遭いそうになったときや遭ったときにとるべき行動についての学習などを進めています。

学校の中には、地元の警察署や助産院、NPO等から専門家を招いて、デートDVの防止や性暴力が起きないための人間関係を築くことの大切さについて学習するなど、地域の方の協力を得ながら取り組んでいるところもあります。

加えて、性犯罪や性暴力に関する悩みや不安のある子どもの心のケアに対応するため、スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実に取り組むとともに、様々な相談機関の紹介を行っているところです。

県教育委員会も動いております。生命（いのち）の安全教育の目的や文部科学省作成の教材、指導の手引などを紹介する動画や、生命（いのち）の安全教育に係る専門機関・講師一覧を作成、提供するなどして、学校における生命（いのち）の安全教育の取組を支援しています。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを対象に性暴

力や性被害に関する研修を実施しまして、子どもや保護者の相談に適切に対応できる体制を整えています。

今後とも、性犯罪や性暴力の根絶に向け、生徒指導の担当教員が集まる機会等で、学習資料や各学校の取組事例を共有することを通じまして、学校における生命（いのち）の安全教育の取組のさらなる充実を図ってまいります。

また、性被害の初期対応時に、子どもの心のケアや関係機関と連携した対応が適切に行われるよう、引き続きスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充、研修を進めてまいります。

〔12番 川口 円議員登壇〕

○12番（川口 円） ありがとうございます。

質問しながら、教育現場での教育の限界というのがあるというのもお聞きしておりますので、そこを、この歯止め規定等が邪魔しておるといえるか、なかなか踏み込めない部分になっているということでもありますので、ここも国のほうで改訂していただきながら、そして、周りがしっかり環境づくりを整えていくということが重要なことというふうに思いますので、引き続き、よろしくをお願いします。

そして、もう1点、不登校の児童生徒に対するSNS対策及び性教育への対応についてという部分をお聞かせいただけますか。

○教育長（福永和伸） 不登校児童生徒につきましては、毎日ではないものの登校することができる者から、ほとんど出席できない者まで、その状況は様々で、個々に応じた指導や支援を工夫する必要があります。

正直に申し上げまして、ほとんど出席できない者に指導や支援を届けることは、極めて困難です。

現在は、各学校がインターネットの危険性や闇バイトなどに関する教材、相談窓口をまとめたリーフレットなどを、1人1台端末やメール配信システムを活用して、児童生徒本人や保護者に周知する対応を行っています。

今後とも必要な学びを届けることができるよう、関係機関との連携の下、粘り強く取り組んでいく必要があると考えています。

なお、不登校の時期は、休養とか充電期間といった積極的な意味を持つ一方で、こうした学業の遅れとか人権教育、心の教育等を学ぶ機会を逸する可能性もありまして、社会的自立へのリスクをはらんでいると認識しています。この観点からも、不登校の未然防止に向けて、今後とも、安全・安心な学校づくりを推進してまいります。

〔12番 川口 円議員登壇〕

○12番（川口 円） ありがとうございます。

なかなか難しいということを私自身も分かりながら、ここにリスクが潜んでいるということがありますので、これは教育委員会がしっかりとやるべきことなのか、もう社会全体で対応していくことなのかというのが大きな課題であるかなというふうに思います。

ただ、不登校の子たちはリスクがあるということで、リスクがあるところにリスクを軽減するための方法論の話を、今、させていただいておるということですので、誤解のないようにだけ御理解をいただきたいと思います。

また、私、10代と20代、30代、それぞれ仲のいい、親友というぐらいの若者と接するんですけども、先日、三重県でもやっていただいていますとおり、オンラインの居場所、メタバースを利用しながら、川口さん、部屋をつくって、そこに全国の子どもたちが相談に来たときに対応していただけるように協力してもらえないですかということで協力依頼をいただいて、今、その若者が環境づくりをやっていただいていると。出来上がったらその中に私も入って、子どもたちに何ができるかというのは分かりませんが、一生懸命同じ目線でやらせていただきたいなという思いで考えております。ぜひいろんな手法を使いながら、子どもたちを守っていただく環境づくりに引き続きの御尽力をいただきたいというふうに思います。

私がこうやって質問すると、教育委員会の仕事が増えるような環境になることだけは、知事、すみませんが、執行部のほうも、この問題というのをしっかりと認識して、必要な場合は各部署に御指示いただける環境づくりをしていただき、御協力を願いたいというふうに思いますので、よろしくお願

いたします。

それでは、最後の5番目の質問に移らせていただきます。

みえの歴史街道の活用についてお伺いをいたします。

先月30日に、田中智也議員、芳野議員、伊藤議員、荊原議員と、第4回東京ベイサイドツーデymarチというイベントに参加をさせていただき、レインボーブリッジを渡る10キロメートルのウオーキングコースを完歩いたしました。残念ながら、途中で棄権された方も少数みえましたが、ゴール地点がお台場で、この地点では、日頃大変お世話になり、また、厳しく御指導をいただいている一般社団法人日本ウオーキング協会の畑会長、井上専務、細井副会長、大塚副会長、そして、セイコーグループのセイコータイムクリエーションの市川社長、軽部部長など、関係者の方々にお出迎えをいただきました。両日とも天候もよく、2日間で過去最高の約4900人が参加されたとのことでした。

コースには、増上寺、そして、芝東照宮、泉岳寺などの歴史を感じながら、参加者は年齢を問わず、大体我々より先輩の方が歩くのが早いんですけども、当日は抜かれていくんですが、年齢を問わずウオーキングを楽しんでいました。

我々と一緒に参加したメンバーは、三重県に関わる方、三重県からの方を含めてですけども、29日と30日の両日で二十数名が参加され、一様に来年も参加したいと言われました。

三重には、みえの歴史街道というすばらしい魅力ある街道があります。街道が地域のかげがえのない財産として一層の魅力を放ちながら、それぞれの地域や、そこに住まう人々の誇りとなり、暮らしを活性化させ、地域を豊かにすることにもつながります。

さらに、歩くことが健康寿命を延ばすことに寄与し、観光資源としての活用もできるなど、一石三鳥の効果が期待できます。

県民の豊かで潤いのある生活や文化を創造しつつ、多様な資源としてのの可能性を秘めているみえの歴史街道の活用を、式年遷宮が近い今こそ、ぜひ進

めていただきたいと思います。今後のみえの歴史街道の効果的な活用についてお伺いいたします。

〔楠田泰司環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（楠田泰司） それでは、みえの歴史街道に係る取組について答弁いたします。

本県では、古代より、東海道をはじめ、伊勢街道、大和街道など、様々な街道の整備がなされてきました。街道には、石仏、工芸、食などの文化や暮らしを語る習俗や祭りなど、有形・無形の歴史的遺物が残されており、これらは地域の魅力として観光や地域の活性化に活用できるものと考えております。

県では、歴史街道を訪れたい方が自分に合った街道を選べるように、県のホームページで、県内19の街道のウォーキングマップを紹介しております。

また、県は、歴史街道を生かした取組を進める官民連携組織であります歴史街道推進協議会に参加しておりまして、例えば、今年は万博を記念した歴史街道デジタルスタンプラリーにおきまして、三重県総合博物館や齋宮歴史博物館がポイント収集地点になるように参加したり、観光部と連携しながら、季刊誌「歴史の旅人」の春号において、北畠氏館跡庭園や北畠神社の情報発信なども行っております。今後も六華苑でのセミナーや東海道桑名宿でのウォークイベントの企画なども考えておるところです。

三重県文化振興計画におきましても、文化と観光、その他の産業との連携を重点取組に位置づけておりますので、観光部とか関係団体との連携を深めながら取組を進めていくことが重要だと考えております。

環境生活部は、歴史や文化などの文化資源に係る情報を豊富に持っていることから、観光部と連携を図りながら、歴史街道をはじめとする文化資源を活用した観光の取組が一層魅力的なものとなるように取り組んでまいりたいと考えております。

〔12番 川口 円議員登壇〕

○12番（川口 円） ありがとうございます。

私は政策企画雇用経済観光常任委員会の委員長でありますので、観光の切り口はなかなか言いにくい部分もあるんですけども、しっかり連携していただいて、訪れていただく方が増える、交流人口を増やしていただくためにも、いい街道かなというふうに思います。

ウォーキングで教わったのが、文化、観光、これが一くくりで、歩くことによって健康増進するんですよ、そして、人が集まったら商工が生まれますと。こういう循環をしっかりとつくっていただくことが地域活性化に対してもひとつ寄与するのではないかなというふうにも教えていただき、また、必要であれば力をお貸しいたいて、プログラムのなものをつくって、御尽力いただけるような環境もつくらせていただき、何とか三重で健康増進しながら観光、文化を楽しみ、そして、この地域で商いがより一層活性化できるように県としても御協力をいただけると、地域の方々がより一層喜んでいただけるかなというふうに思います。

最後になりますが、私は、議員をさせていただいた市議会のときから、自分に相談をいただいた部分で自分の手からこぼれることが命に関わることだったということが原点にあって、人の命だけは何とか、自分の力だけではできませんが、皆様の力をお借りしながら、1人でも自分から命を落とすことがないような社会づくりを一生懸命引き続きやらせていただきたいと思っておりますので、どうぞ皆様も御協力をお願いいたします。

以上で質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（森野真治） 県政に対する質問を継続いたします。19番 石垣智矢議員。

〔19番 石垣智矢議員登壇・拍手〕

○19番（石垣智矢） 皆様、改めまして、こんにちは。自由民主党会派、いなべ市・員弁郡選挙区選出の石垣智矢でございます。

本日、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきたくてございますけれども、私、今期、4回目の一般質問の登壇でございまして、何度登壇をさせていただいても、県民の皆さんからたくさんのお声をいただいておりますので、この場所で議論をさせていただけること、改めて地域の皆様方に感謝を申し上げるところでございます。

そして、私事でございますけれども、8月に第2子が誕生いたしました、（拍手）ありがとうございます。その子どもたちから青いネクタイのプレゼントを頂きましたので、今日はそのネクタイをつけて、子どもたちの思いも背負って、登壇をさせていただいております。ぜひ明快な答弁、よろしくお願いを申し上げます。

また、もう1点、先月、平畑武議員がお亡くなりになりました。私は、令和元年の当選組で同期でありましたので、様々な機会を通じて平畑武議員から学ばせていただくことも多かった、そんな憧れる議員の1人でもございます。

一つ、思い出をお話しさせていただくと、2期目の挑戦をする選挙前に平畑議員と、一緒にお酒を酌み交わそうということで、党派・会派は違えどですけど、共に絶対2期目頑張るぞと、頑張ろうという声を掛け合いながら居酒屋で飲み明かしたことも昨日のように覚えております。平畑議員のような明るい懐の大きな、そんな目標と出会った平畑議員を、まねるようではあり

ませんけれども、今回の一般質問、平畑議員のお力もぜひともお借りしながら頑張らせていただきたいというふうに思うところでございますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、早速ですけれども、質問に入らせていただきます。

本日、5項目の柱を掲げさせていただきます。質問に入ります。

1点目、誰もが安心して歩ける歩道整備の推進についてでございます。

本県の多くの歩道では、従来から車道と歩道の境界を縁石によって1段高く設けるマウントアップ形式が用いられてきました。近年は、これに代わり段差を極力なくしたセミフラット形式が全国的にも普及しております。

(パネルを示す)こちらを御覧ください。こちらの写真がマウントアップ形式の歩道であります。縁石によって15センチメートルほどの段差を設けて、歩道のほうも、それに合わせて15センチメートルほど車道より高くなっているという形式です。車両の乗り上げを一定程度防止する効果があるとされています。

その反面、段差が大きいため、車椅子の利用者やベビーカー、高齢者や妊産婦などにとっては通行しづらく、つまずき、転倒のリスクがあるという課題が指摘されております。

(パネルを示す)次に、こちら、セミフラット形式です。こちらは、車道と歩道の段差を抑えて滑らかにつなぐことで、多様な歩行者が安全かつ円滑に通行できる構造となっております。

なお、車両の乗り上げを防止するため、縁石はマウントアップ形式より少し高い20センチメートルというふうにされておりまして、国の道路の移動等円滑化に関するガイドラインでも、段差解消や傾斜抑制において、このセミフラット形式が重要視をされております。

県民の皆様からも様々なお声を頂戴している中で、公益社団法人三重県障害者団体連合会の皆様からも、歩道整備についての声をいただいております。

声を紹介させていただきますと、歩道の僅かな段差や凹凸のために車椅子の方が通行できない、少しの段差でつまずきけがをされた、そんなケースも

報告されている。

また、近年では、免許返納者が多く利用される電動シニアカーについても御指摘をいただいております。電動シニアカーが歩道の傾斜を登ることができず車道に出ざるを得ない、こういった現行の歩道設計では安全に移動できない実態も伺っております。

こうした状況から、県道における福祉の視点を含めた歩行者に優しい歩道整備について、県の認識と考え方についてお伺いいたします。

また、従来のマウントアップ形式からセミフラット形式への転換を含めた今後の取組方針についても併せてお聞かせください。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（藤井和久）** 誰もが安心して歩ける歩道整備の推進についてお尋ねがありました。

三重県では、平成18年12月に施行されました高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法でございますけれども、この法律や、法律にひもづきます移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令、通称道路移動等円滑化基準に加え、三重県でつくっております三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例、通称UD条例に準拠し、全ての県民が安全で円滑に移動できる歩道等の整備を進めているところでございます。

歩道の 신설に当たりましては、地形や歩行者等の交通状況、道路の種類、ネットワーク特性、沿道の立地状況等の地域特性を十分に考慮し、シルバーカーや車椅子使用者が擦れ違えることができるよう、有効幅員を2メートル以上確保するなど、高齢者や障がい者等にとっても安全で使いやすい構造にしているところでございます。

また、歩道面に生じる勾配を小さくするため、先ほど議員からも御指摘のありましたとおり、歩道面の高さを車道面より5センチメートル高くするセミフラット形式を標準としているところでございます。

加えて、横断歩道に接続する部分は、シルバーカー等の使用者が困難なく

通行でき、視覚障がい者が歩車道境界部を容易に認識できるよう、高さ2センチメートルの段差を設けているところでございます。

既存の歩道の改良につきましては、歩道と隣接する民地との高低差の調整が出てきてしまいますけれども、この調整に加えまして費用面の課題もありますが、高齢者や障がい者等の利用状況であったり、あとは、地域の皆様方の個別の声を踏まえながら改良のほうを進めていきたいと考えているところでございます。

引き続き、高齢者や障がい者を含む誰もが安全に安心して利用できる道路整備を進めてまいります。

〔19番 石垣智矢議員登壇〕

○19番（石垣智矢） 御答弁をいただきました。

新設の歩道については、高齢者の方々、また、障がいを持つ方々にとって配慮をいただいた形の歩道整備を行っているということで、非常に安堵したところでございます。ありがとうございます。ぜひ引き続き、こういった利用者の声に耳を傾けた、そんな新設歩道の整備を行っていただきたいというふうに思っております。

そして、既存の歩道についてでありますけれども、もともと質問させていただく前から、なかなかこの既存の歩道の整備は難しいということは理解しておりましたが、先ほどの答弁を聞く限り、やはりなかなか複雑だな、難しいなということを感じたところでございます。

しかしながら、冒頭にも御紹介をさせていただいた障がい者団体からもこういった実情の声というの届いておりますし、利用者やそれぞれの地域の実情等もしっかりと耳を傾けていただきながら、既存の歩道についても、ぜひとも御検討のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次の質問に移らせていただきます。

2点目は、河川の安全対策といたしまして、（1）大雨により崩落した員弁川の護岸および道路の復旧状況について質問をいたします。

今年6月の豪雨により、東員町大社橋北側の員弁川沿いにて、護岸及び町

道の一部が大きく崩落する事態が発生いたしました。

(パネルを示す) こちらを御覧ください。こちらが崩落した現場の写真であります。御覧のとおり、左側が員弁川でありますけれども、この護岸と道路のほう、町道であります。こちらの町道が広範囲にわたり崩落しておりまして、道路の支持基盤が失われ、舗装面ごと川のほうに向かって流されてしまったという、そういった現場の写真であります。

(パネルを示す) こちらは、反対側から写真を撮らせていただきましたけれども、まさに大きく崩落をしている状況が、よりお分かりいただけるかというふうに思います。

(パネルを示す) こちら、3枚目ですけれども、現地のほうには東員町の建設課並びに防災対策室の職員の皆様に立ち会っていただき調査をさせていただきました。幸いにも人的被害は起こっておりません。しかし、現地を見て率直に感じたことなんですが、非常に広範囲に崩落が起きているなということを目で見て感じたところです。この町道は、通勤や通学時間帯にはかなりの車が、利用者が多い道路でもありますので、崩落したのが夜中であつたと記憶しておりますけれども、これが万が一、朝の通勤時間帯であるとか、お昼の時間帯に崩落が起こったとなりますと、かなり大きな被害が出たのではないかということ、現地を見て感じたところでございます。県のほうからは、国の災害査定を経て、年内に復旧工事に着手する予定と伺っておりますけれども、現在、この当該道路は、災害発生翌日から通行止めが続いておりまして、周辺住民の生活動線にも大きな影響が出ております。

そこで、質問をさせていただきます。今回の護岸及び道路の崩落は、どのような要因によって発生したと考えておられるでしょうか。また、当該箇所への復旧に向けた現在の対応状況について、併せて御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○県土整備部長(藤井和久) 員弁川の護岸崩落についてお尋ねがありました。

まず、今年6月23日から26日にかけての豪雨において、員弁川の上流に当

たるいなべ市の藤原岳観測所では、24時間雨量495ミリメートルを観測しました。この影響を受けて員弁川では、氾濫危険水位4メートル6センチに迫る水量、3メートル85センチとなりまして、土の護岸が侵食を受けることによって、河川内の東員町道を含む護岸約150メートルが崩落したところでございます。

議員御指摘のとおり、この崩落した道路につきましては私も報告を受けておりまして、通勤の時間帯において一定の交通量があり、まさに地域の皆様方にとって大切な道路であると認識しているところでございます。

今の復旧状況についてでございますけれども、被災した施設につきましては、国土交通省にもお願いしまして、9月中旬には災害査定を受け、10月末に工事契約を行い、もう既に復旧工事に着手したところでございます。

復旧工事に当たりましては、同規模の豪雨が発生した際に被災しないよう、侵食を受けた土の護岸を今度はコンクリートブロック積護岸に置き換えることとしているところでございます。

引き続き、被災した施設の早期復旧に努めてまいります。

〔19番 石垣智矢議員登壇〕

○19番（石垣智矢） 御答弁をいただきました。

現在、ここは、コンクリートの護岸で原状復帰という形でありますけれども、復旧工事のほうに着手していただいているということで、非常にありがたいと思っております。まずは、工事を進めていただく上で安全の確保というところは最優先でお願いをしたいところでありますけれども、先ほど私からもお話しさせていただいたとおり、地域の皆様方がより多く使われる道路でありますので、被害が起こった次の日から、この道路は通行止めの対応をされておりますから、もうはや5か月、半年近くこの道路を使えていないということで、地域の方に関しては、迂回等をしていただきながら御協力いただいているところでございます。ぜひとも一日も早い復旧完了に向けてお力を注いでいただきますこと、切にお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

次に、(2) 堆積土砂撤去の進捗および次期5か年の目標についてということで、また県土整備部のほうに御質問させていただきたいと思います。

近年、線状降水帯や局地的豪雨の発生が増える中、河川の安全確保は住民の命を守る上で喫緊の課題となっております。特に、川底にたまった堆積土砂は、水位上昇などを通じて氾濫リスクを高めるため、計画的で継続的な撤去が不可欠です。私も、それぞれの地域から、様々この堆積土砂を撤去してほしいといった要望も受けております。

三重県では、令和3年度から令和7年度末までの5か年目標を定め、堆積土砂の撤去に取り組まれております。

(パネルを示す) こちらを御覧ください。今日は、恐らく答弁で数字がたくさん並ぶかなと思いましたが、私から、この資料を用いて少し説明させていただきたいというふうに思っております。こちら、県土整備部が出している堆積土砂撤去の資料でございます。

まず、河川にたまった堆積土砂の要撤去量、三重県でこれだけの量を撤去しなければならないよという数字が調査によりまして、約310万立米ありました。これを令和7年度末までの目標、5か年で約110万立米という目標を立てていただいておりますけれども、実際には、令和7年度末に、見込みも含めて約149万立米に達するというところで、計画よりも1年前倒しで、この目標値に到達したというところでございます。

なお、この149万立米は、全体の48%に当たるということで、要撤去量の約半数近くを既に5年で撤去していただいたというところであります。

まずは、主要な危険箇所の堆積土砂を迅速に取り除いていただいたこと、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。まさに県民の命に関わる部分でありますので、この迅速な対応、私も非常にありがたく思うところでございます。

しかしながら、毎年の豪雨等によりまして新たな土砂が流入し続けているというのも現状でありますし、来年度以降も計画的、継続的な堆積土砂撤去を、ぜひ力強く進めていただきたいというふうに思うところでございます。

緊急浚渫推進事業は、地方財政法の改正によりまして令和11年度まで延長、拡充をされ、本県でも堆積土砂の再調査によりまして、令和8年度からの新たな5か年目標を定めて進める方針と伺っております。

そこで、令和7年度までの堆積土砂撤去の進捗を県民の安全確保の観点から県はどのように評価しているのでしょうか。

また、令和8年度からの新たな5か年目標の方向性や考え方についても当局の見解を伺います。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（藤井和久） 堆積土砂撤去についてお尋ねがありました。

議員に詳しくデータのほうも御説明いただきましたので、ポイントを絞って答弁をさせていただければと思います。

まず、成果につきましては、堆積土砂撤去に集中的に取り組んできた結果、撤去前に比べ河川断面が広がり、流下能力が向上することにより水害発生のリスクが軽減されております。

例えば、令和7年9月12日から13日にかけて、三重県北部では記録的な大雨に見舞われましたけれども、堆積土砂撤去の取組により、撤去前と比較しまして、員弁川では約10センチメートル、海蔵川では約20センチメートルの水位低減効果を発揮したところでございます。こうした成果からも、堆積土砂撤去は、治水上重要な取組であると考えているところでございます。

また、次期5か年の目標でございますけれども、令和7年度末時点で河川にはまだ約161万立方メートルの堆積土砂が残る見込みでございます。そのため、現在、令和8年度から令和12年度までの5か年における新たな撤去目標を検討しているところでございます。

効果的な堆積土砂撤去の推進のため、令和7年度に緊急浚渫推進事業の制度が拡充されまして、農業用排水路のしゅんせつも対象になったことから、県管理河川に流入する市町管理河川に加え、農業用排水路の管理者とも連携しながら、引き続き、緊急浚渫推進事業を活用して河川の堆積土砂撤去を推進してまいりたいと考えております。

[19番 石垣智矢議員登壇]

○19番（石垣智矢） ありがとうございます。

この堆積土砂撤去の成果というものもお伝えいただけたのかなというふうに思っておりますけれども、9月の豪雨の際には、員弁川で10センチメートル、海蔵川で20センチメートル抑制されたというところで、こういった見えないところではあるかもしれませんが、まさに県民の命をしっかりと守っていただいているというところでございます。

緊急浚渫推進事業においても農業用排水路も追加ということで、これ、恐らく市町との連携になってくると思いますので、ぜひともこの辺りは、しっかりと地域と連携をしていただいて、県民の命を守る取組について、より力を注いでお願いをしたいというふうに思っております。

私のところに、この9月の大雨のときにも、それぞれ、その河川の周辺に住んでいる地域の方から、大雨が降るときには、もういつ氾濫をするのか冷や冷やししながら、非常に怖い思いをしながら住んでいるといったお声もいただいております。こういったところは、ぜひ安全対策という意味におきましても、情報発信も密にやっていただきまして、地域の安全・安心に努めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、3点目の質問に移ります。3点目は、観光プロモーション戦略についてということで、本日、三つの項目を掲げさせていただきました。

1点目は、観光プロモーションの戦略的展開についてということで御質問をさせていただきます。

県では、近年、スポーツイベントや大型国際大会での広告掲出をはじめ、著名人、インフルエンサーによる情報発信、SNSを活用したキャンペーンなど、多様な媒体を組み合わせたプロモーションを展開されています。

特に、国際的に注目が集まるスポーツイベント、皆さん方、記憶にも新しいかと思いますが、大谷翔平選手が所属するロサンゼルス・ドジャース戦、昨年はサッカーの日本代表戦での看板広告、こういったものでありますとか、全国的な発信力を持つコンテンツを活用したプロモーションは、その時々で

大きな話題を呼び、三重県の魅力発信や認知度向上に寄与してきたと受け止めております。

そこでまず、県として国内誘客を図る上で、どのような戦略や考え方の下、プロモーションに取り組んでいるのでしょうか。

また、その手法の一つとして行ってこられたスポーツイベント等での看板広告、いわゆる大規模な広告掲出によるプロモーションについて、どのような効果があったと分析をされているのか、併せてお聞かせください。

〔塩野 進観光部長登壇〕

○観光部長（塩野 進） 国内誘客に向けた観光プロモーションに対する県の考え方、また、スポーツ施設での広告掲出などについて、どのような効果があったのかについてお尋ねがありましたので、お答えを申し上げます。

三重県における誘客プロモーションにつきましては、三重県観光振興基本計画に掲げる目標値の達成に向けて、目的やターゲットに応じた様々な取組を総合的に展開しているところです。

具体的には、旅行事業者等を対象とした観光情報説明会やモニターツアー等の、いわゆるB to B向けのプロモーションと、個人に直接働きかけるB to Cの取組なども行っております。

このうち、個人向けのプロモーションにつきましては、本県への来訪を促すための、よりターゲットを絞ったキャンペーンといったものに加えまして、三重県に対する認知や関心を高めるための、テレビやSNS等の多様な媒体を活用した情報発信も併せて実施をしております。

これまで実施したスポーツ施設での広告掲出の場合、テレビ等のメディアでの露出ですとかSNSでの拡散を通じて多くの方々目に触れ、三重県観光連盟公式サイト観光三重の検索数が放送後に10倍以上に増加する例もあるなど、三重県に対する認知や関心を高め、旅の目的地として本県を意識していただける潜在的な旅行者を獲得する点で一定の効果があったものと考えております。

引き続き、それぞれの事業の効果検証も踏まえまして、より効果的なプロ

モーションに取り組んでまいります。

〔19番 石垣智矢議員登壇〕

○19番（石垣智矢） 御説明をいただきました。多様な媒体を組み合わせたプロモーションを行っていただいております、業者向けの情報説明会でありますとか、個人においてはターゲットを絞って、まず認知度を高めていく、関心度を高めていく、そういった目的の下で戦略プロモーションに取り組んでいただいているという御説明でありました。

また、この広告においても、観光三重のホームページの検索数が10倍以上にということで、いろんな方々に興味を持っていただく、認知度を上げるという取組としては一定の成果があったという答弁でございました。

かなり話題にもなりましたので、そういった意味では認知度としては、非常に注目を浴びたのかなというふうにも思っておりますが、2点目の質問に関わってくるところなんですけれども、私は、どういった効果があったのかというところを、より鮮明に、高度なデータ分析や効果検証を、今後、県のほうでしていただきたいと思っております。その思いも踏まえて、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目、AI・デジタル分析による効果検証の高度化をというところで、県において、これまで戦略的な観光プロモーションを積極的に展開されてきたということは、先ほどの答弁もお聞きして承知をしているところでありますけれども、今後、より効果的な施策へとつなげていくためには、実際の来訪者であるとか経済波及効果といった行動変容まで把握していく必要があるのではないかと感じております。

具体的には、様々な広告看板等のプロモーション、デジタル広告等もそうですけれども、こういったプロモーションを契機として実際にどれだけの方が三重県を訪れたのか、また、県産品の購入はどれぐらいの方々にしていただいたのか、宿泊等の旅行予約といった行動変容にどれぐらいつながったのかという点をできるだけ客観的なデータとして可視化して次の施策につなげていく、こういった視点が求められているのではないかと感じております。

近年、民間企業では、広告がどの層に届き、どの程度の関心を引き、また、その広告がどれくらい視聴をされて、その後の行動にどのような影響を与えたのかまでを把握できる高度なデータ分析技術、こういったものが注目を集めております。

また、デジタルマーケティングと言われる分野では、AIやデータ分析を活用し、経験則や雰囲気ではなく、エビデンスに基づいたマーケティング手法が重要視されております。

私も最近、こういったデジタル分析にたけた企業のほうでお話を聞かせていただきましたけれども、正直、私ではついていけませんでして、非常に高度な、我々のイメージの二歩も三歩も先を行くようなデジタル分析技術というのが、もう今、こんな時代に来ているんだなということで、かなり驚かされたという、そんな印象でございます。まさに、こういった分析技術というのは、もう既に民間では一般化しつつあるといったところでございます。

そこで、今後の観光プロモーション戦略において、民間企業が有するAIやデジタル分析技術とも連携、活用をしながら、より精度の高い効果検証の仕組みの導入を検討してはいかかかと考えますけれども、県の見解をお聞きかせください。

〔塩野 進観光部長登壇〕

○観光部長（塩野 進） AI・デジタル分析による効果検証についてお尋ねがございました。

現在、デジタル技術の活用により、お一人おひとりの属性を把握した上で、特定のターゲットにダイレクトに情報を届け、その後の行動変容も追跡するといった手法は、プロモーションの精度を高める上で非常に有効であるというふうに認識をしております。

県においては、既に一部のプロモーションで民間企業が保有するビッグデータを活用したターゲットの絞り込みや、県内でどのように消費をされたのかといったことについての把握などに取り組んでいるところでございますが、今後も、民間企業で活用されている最新のデジタルマーケティング手法

等についてしっかりと情報収集を行いつつ、精度の高い効果的な観光プロモーションを進めていきたいというふうに考えております。

〔19番 石垣智矢議員登壇〕

○19番（石垣智矢） ありがとうございます。

既にビッグデータを活用して、また、情報収集等、把握に努めている、そういった部署もあるというふうなところでして、今後、ぜひ検討していきたいということでありました。

塩野部長は7月に着任されて、既に観光部長として三重県内の観光地、様々なところに足を運んでいただいているということで、私自身もうれしく思うところでございますし、また、先ほどの答弁は、本当に前に進んでいくかなど、ちょっと疑問を持つところではあるんですけども、塩野部長は今度、この12月にも、企業のこういったデジタル分析技術の勉強会を県庁のほうで開催していただけるというふうにも聞いておりますし、また、その企業の方が県庁に来ていただいて、観光部だけではなくて、部局を横断するような形での勉強会というものを検討していただいているというところでございますので、私自身、非常にありがたく思っております。そのような新しい視点を県庁の中でも広げていただきながら、観光政策を前に進めていただきたいと思っておりますので、御活用の検討、ぜひよろしく願いをいたします。

次に、（3）音楽やアニメなどのコンテンツ活用による観光誘客についてという部分で御質問をさせていただきます。

観光政策において、近年、国の観光戦略や企業マーケティングにおいては、音楽、ゲーム、アニメといったエンターテインメントコンテンツを活用したプロモーションが大きな成果を上げています。若年層や都市部への訴求力が高く、SNS等を通じて話題が拡散しやすいことから、新たな観光誘客手法としても全国的に注目をされております。

本県の観光振興基本計画では、食であるとか自然、歴史・文化といった県の強みはよく整理されている、そういった基本計画だというふうに思っておりますけれども、近年のコンテンツ産業の急激な成長に伴いまして、音楽、

ゲーム、漫画、アニメなどのコンテンツとの連携の視点については、今後さらに強化をしていく余地があるというふうには私は考えております。ぜひ、そのコンテンツの三重県としての取組といたしますか、新たな視点での取組を紹介させていただきたいと思っております。

(パネルを示す) こちらは、9月の9日、11日、12日に行われたアーティストのYOASOBIが全国ツアーで三重公演に来られたときに、三重県とのコラボ企画を実施させていただいたときの様子であります。観光三重に御協力をいただきまして、こちらのブースを設置させていただいております。

(パネルを示す) これがブースの様子でありますけれども、様々なコラボ企画というものを開催させていただいております、このブースの上に乗っているこれですね、(実物を示す) YOASOBIと観光三重のロゴが写っているうちわになりますけれども、これ、オリジナルの限定でございまして、もちろん三重県でしかもらえないうちわでございまして。こういったコラボグッズを三重県とコラボして作っていただいている。これを作ったのは三重県ではなくて、三重県の中の広告代理店であったり企業に御協力いただいております。

(パネルを示す) また、これはYOASOBIカレーといたしまして、このYOASOBI号というのが全国を練り歩くという形なんですけれども、三重県に来たときには、三重県産米を使ったカレーライスを提供していただきました。

(パネルを示す) たくさんの方の皆さん方にお手伝いをいただいて、設置であるとか、企業、事業者との連携、また、観光三重のほうでも、いろいろなSNSであるとかホームページでも発信をしていただいて、非常に全国的にも大きな反響を呼んだ、そんなYOASOBIと三重県のコラボ企画でございました。

ちなみに、そのときの代表を私が務めさせていただいたわけですが、三重県のほうでも、急な申出にもかかわらず様々な部分で相談にも乗っていただきましたこと、改めて感謝を申し上げます。

こういった新たな取組というのが、観光層の開拓であるとか費用対効果の面からも非常に可能性が大きい分野かなと私自身は思っております。

そこで、今後、本県の観光政策において、音楽、ゲーム、アニメなど、こういったコンテンツを生かしたプロモーション手法を戦略的に取り入れていく考えはあるのかどうか、次期観光振興基本計画への反映も含めて、県の御所見をお伺いいたします。

〔塩野 進観光部長登壇〕

○観光部長（塩野 進） 音楽やアニメなどのコンテンツ活用による観光誘客についてお答えを申し上げます。

音楽や映画、アニメ等については、いわゆる聖地巡礼と呼ばれるように、国内にとどまらず、世界各国から若者を中心に多くの人々が自らの推しのゆかりの地を訪れるケースも多く聞いておりまして、非常に魅力的な観光コンテンツとなり得るものと考えております。

県では、こうしたコンテンツを活用した取組として、例えば、ゲーム「ポケットモンスター」シリーズに登場するミジュマルをみえ応援ポケモンに任命し、株式会社ポケモンとの連携により、ミジュマル公園の開園やスタンプラリーの実施、県産品とのコラボ商品販売などを通じて、県外からの多くの誘客につなげております。

また、県内で撮影された映画やドラマ等の作品をきっかけに三重に関心を持ち、ファンになっていただくため、県内各地のフィルムコミッションとも連携をし、ロケ地の誘致はもとより、ロケ地マップですとか特設サイトを作成し、観光情報と併せて発信を行っております。

さらには、県内のテーマパークですけれども、音楽の人気バンドと連携したライブをパーク内で開催して、若年層を中心とした多くの誘客につなげていただくなど、音楽を通じた民間における取組事例もあるというふうに承知をしております。

引き続き、対外的に強い発信力を有する三重県独自のコンテンツの掘り起こしにも努めつつ、次期三重県観光振興基本計画への記載も含め、音楽や映

画、アニメといったコンテンツの活用について検討してまいりたいと考えております。

〔19番 石垣智矢議員登壇〕

○19番（石垣智矢） 御答弁をいただきました。

今、現段階でも様々なコンテンツを活用して、三重県でも取組を進めていただいている事例も挙げていただきましたけれども、フィルムコミッションに関しては、恐らく観光部として、聖地巡礼のような形で観光振興基本計画のほうにも記載はあります。ただ、映画だけなんですよね。この視点を、例えば、音楽とか、ゲーム、アニメ、漫画、こういったところまでさらに広げていただいて、基本計画に盛り込んでいただくということもぜひ御検討いただければというふうに思います。

もう令和9年でしたかね、次期基本計画が進んでいくのは。ですので、これから、また様々な検討をいただく時期に入っていくと思いますので、ぜひとも基本計画に盛り込んでいただくような、そういった新たな視点も踏まえて進めていただきたいというふうに思っております。

私自身も、昔、音楽にも携わっていた1人でありまして、今でもいろんなイベントを、地域のまちおこしという意味合いで主催をさせていただいたり、こういったところも力強く取り組んでいる1人でありまして、このコンテンツ産業については、ぜひとも今後、三重県として進めていただきたいなというふうにも思っております。

ただ、昨年から総括質疑等でも取り上げていたんですが、なかなか県庁内で明確な所管部署がないために議論できる場所というのが今までありませんでした。ですので今回、機会をいただいたので、ぜひこのコンテンツ産業についても少し触れたいなというふうに思っております。

国内のコンテンツ市場というのは約15兆円にまで達しておりまして、海外の売上高は約5.8兆円、これは自動車産業に次ぐ規模でありまして、日本のコンテンツ産業って、今、物すごく大きな規模にまで膨れ上がっております。国内においてもコンテンツ産業の活用として、クールジャパン戦略を柱に据え

て、音楽、ゲーム、漫画、こういったものを地域活性化につなげていくといった流れが、もう今、地方のほうにもどンドン波及をしておる。むしろ、地方から国のほうに発信をしている、こういった事例も多くあると認識しております。

例えば、国内最大級の音楽フェスで行くと、フジロックフェスティバル、こういったものは、今、それぞれの開催市町であるとか、都道府県もそうですが、ふるさと納税の返礼品がフジロックフェスティバルのチケット、宿泊券、食事券ということで、非常に行政側も一緒になって地域の活性化に力を注いでいるところであります。

近隣のイナズマロックフェス、滋賀県でありますけれども、こういったところも行政が前のめりになって積極的に関わりながら、一つのコンテンツプロモーションの成功例というふうにも挙げられるまでに至っております。

もちろん長期的に続けているというのが結果を出す上で非常に重要な観点かなというふうにも思いますけれども、現にこういったコンテンツを生かした、行政の中でも観光であるとか地域づくりというところは、他の都道府県にも先進地はございます。

そういった中で、ぜひ、コンテンツ産業の持つ可能性やポテンシャルというものを、三重県でこの視点を持って活用いただきたいという意味を持ちまして、知事、もしくは副知事、ごめんなさい、通告にありませんけれども、こういったコンテンツ産業を生かしたまちづくりを三重県としてどういうふうにやっていくのか。思いでも構いません、その辺りの認識、どのようなものをお持ちかお答えいただきたいと思います。

○副知事（野呂幸利） 今回は、YOASOBIのコンサートに関するコラボレーションについて、石垣議員には、お骨折りいただきまして、本当にありがとうございます。まず、このお礼を言うために私は立たせていただいたところもありがとうございます。

今回のYOASOBIにつきましては、政策企画部を中心に、観光、農林水産、雇用経済と、様々な部が連携をしながら、今回取り組ませていただき

ました。議員から御紹介のありましたように、インスタグラムの投稿キャンペーンをやらせていただいて、（実物を示す）私も持っておりますけれども、こういうものをプレゼントさせていただいて、Xでもかなり見ていただいた方が、そもそも5000件だったのが2万件あったとか、非常に反響があったというふうに思っております。

しかしながら、我々、手慣れていない部分もありまして、まさに議員にお世話になったところでございますけれども、相手方の思いであるとか、我々はどう出していくのか分からないと、そういうことがたくさんあって、勉強をさせていただいたのかなというふうに思っております。

コンテンツ産業につきましては、今の政府、日本成長戦略本部の中の重点投資対象の17分野にも、コンテンツ、ゲーム、アニメ等ということで挙げられておるところです。一方、アニメにおいては、例えば、「スラムダンク」の鎌倉であるとか、少しマイナスのイメージがありますけど、それぐらい影響があるものだというふうに思っております。

先ほどおっしゃったとおり、所管は決めておりませんが、取りあえずみんなで連携をしながら、どうやって取り組んでいくのか、そもそもそのコンテンツがどういうもので、どういうふうに取り組んでいくのかということもしっかり考えながら、まさにおっしゃるとおり、観光をこれから盛り上げていこうと、地域PRをしていこうという、三重県において大きな力になると思いますので、そこを考えながら取り組んでいきたいなと、そのように思います。

以上です。

○知事（一見勝之） 私のほうからも若干、答弁させていただきたい。時間がかかって、大変申し訳ございません。両副知事、危機管理統括監も出ておりますので、今後とも御質問をいただければ、しっかりと答えてまいります。

お話しいただきましたコンテンツ産業ですが、私がパリで観光宣伝をしておりましたときに、既に韓国はコンテンツを使った観光に取り組んでおりました。ダイナミック・コリアという名称をつけていたと思いますが、これは、

1998年、金大中大統領が就任されてから韓国の売り込みをソフトパワーを使ってやっていこうというもので、皆さん御案内のとおり、韓国では、映画もそうですし音楽もそうですけれども、韓流というのがすごくほかの国からも評価されているということで、これを積極的に使っておられました。

日本はちょっと遅れたんですけど、議員御指摘のようにクールジャパンというやり方で、今、アニメを中心に、そして音楽もですけれども、世界中にすごい人気を博しているところがございます。これを観光に使わない手はないと思っております。そういう意味では、三重県御出身の歌手もおいでになられますし、こういった方々に御活躍いただきながら三重県を売り込んでいくということを、先ほど、副知事が申し上げたように考えていきたいと思えます。

担当部局については、観光になると観光部なんですけれども、コンテンツ産業ということになると明確な部署がないということではありますが、三重県を売り込むというプロモーションに関して言うと、政策企画部にプロモーション部局をつくりましたので、そこが積極的にそういうコンテンツを活用しながら三重県の売り込みを観光部と連携を取ってやっていくということで進めていきたいと考えております。

〔19番 石垣智矢議員登壇〕

○19番（石垣智矢） 知事、副知事、お二人から御答弁をいただいて、非常にありがたく思っております。

そうですね、お二人が言われたように、まず、このコンテンツ産業がどういったものかという定義がないので、恐らくなかなか担当部局って難しいのかなというふうに思ったんですが、知事から政策企画部のプロモーションのほう为主体になり、観光と絡みながらやるというお話もありましたので、ぜひこういったところの視点を県のほうでも持って取り組んでいただきたいというふうに思っております。

このYOASOBIと三重県とのコラボ企画の中でも、県内で様々なコンテンツに関わられる業界の方から、三重県が、行政がこんな視点を持ってい

と思わなかったということで、新たな驚きだったというお声もいただいております。こういった視点を持っていただくことが、県内で頑張っているコンテンツに関わる皆さん方、また、そのコンテンツと関わる方が夢を持って様々な都市部や、また、海外に挑戦されている方々の応援にもなると思いますので、ぜひこのような視点を持って、コンテンツを生かした観光政策を含めて、取組を進めていただきますこと、切にお願いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

4点目は、小中学校の統廃合・移転等による通学路の安全対策についてでございます。

近年、少子化や地域の再編に伴い、小・中学校の統廃合や移転が全国的に進んでおります。本県においても、学校の再編、移転の議論が各市町で進められておりまして、それに伴う子どもたちの安全な通学ルートの確保は、併せて大きな議論とされています。

私の地元、東員町においても、令和9年4月開校に向けて中学校移転が進められておりまして、同様に通学ルートの変更が見込まれております。

通学路が変わると、これまで歩行者がほとんど通らなかった道路に、登下校の時間帯を中心として多くの児童生徒が集中して通行するようになります。その結果、従来の道路構造のままでは安全が十分に確保できない箇所が新たに生じる可能性があります。

一般的に、横断歩道や信号機の新設というのは、道路交通法に基づく基準、交通量、また、周辺環境などを踏まえて総合的に判断されるものだと認識はしておりますけれども、しかしながら、学校の移転や通学路の変更によって歩行者が急増する場合は、私はいわゆる特殊事情に当たるのかなという認識でおりますけれども、地域の実態に応じて柔軟に御対応いただく必要があると考えております。

そこで、お伺いをいたします。

こうした通学路の変更が生じた際に、児童生徒の安全確保を最優先として市町から横断歩道等の新設要望があった場合には御対応いただけるのかどう

か、三重県警察本部の御所見をお聞かせください。

〔敦澤洋司警察本部長登壇〕

○警察本部長（敦澤洋司） それでは、小・中学校の統廃合、移転等による通学路の安全対策について御説明します。

まず、はじめに、通学路の安全を確保するための一般的な対策について御説明したいと思いますけれども、これにつきましては、各市町において通学路交通安全プログラムが策定されておりまして、教育委員会、道路管理者、県警察が連携し、毎年、通学路の点検を実施した上、必要な対策を講じることで通学路の安全を確保しております。

その具体的な対策についてでありますけれども、ゾーン30をはじめとする速度規制等のソフト面での対策に加え、信号機、横断歩道の整備等、ハード面での対策を実施するほか、ソフトやハードを組み合わせたゾーン30プラスの整備、あるいは、登下校時間帯を中心とした移動オービスによる速度取締り、横断歩行者妨害等の違反の取締りを実施しております。

質問にありました小・中学校の統廃合、移転等により通学路の新設や変更が生じた場合の対応ですが、各関係機関と協議し、横断歩道や信号機をはじめとする交通安全施設等の整備に対する地域の要望も踏まえ、関係機関と共同で現地調査を実施するなどした上、小・中学校の統廃合等による交通実態の変化に応じて、必要かつ有効な措置を取ることとしております。

県警察としましては、通学路における痛ましい交通事故の絶無を期すため、規制、取締り、交通安全教育など、有効な手段を組み合わせることで対策に取り組み、子どもの交通安全を確保してまいります。

〔19番 石垣智矢議員登壇〕

○19番（石垣智矢） 御答弁ありがとうございます。

もう様々なソフト面、ハード面の対応、子どもたちの命を最優先にお取組をいただいているということと、最後の一言、有効な措置を取るという御答弁でありました。

つまり、現地調査をしていただいた上で、一番子どもの安全が確保できる

形であれば、横断歩道の新設、信号機の新設、こういったものも有効な措置であれば可能だといった認識の持てる答弁でありました。ぜひこの辺りは、まずはやはり子どもたちの安全確保を最優先にさせていただきまして、それぞれの地域や市町の声、また、地域の実情、例えば、近隣に大きな企業があるところなんかは、やはり朝の子どもたちの通学の時間が一番交通量が多いなんていう道路もありますので、こういったところは、現場の声であるとか現地調査を十分にさせていただきまして、よりよい安全対策をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、5点目です。最後の質問であります。

三重県ライフジャケットレンタルステーションの活用及び水辺の安全教育についてと題しまして質問させていただくんですが、子どもの命を守るライフジャケットの着用推進についての質問は、私、3年前に質問をさせていただいております。3年前の令和4年6月、一般質問で提案をさせていただいておりますけれども、その質問の後に、令和5年には、題名にもなっております三重県ライフジャケットレンタルステーションが開設されまして、県としての取組が進んだこと、大変評価をしているところでございます。

しかしながら、水辺の事故というものは今も後を絶たず、特に子どもたちの安全確保には、さらなる対策が必要だと感じております。

(パネルを示す) こちらの資料を御覧ください。こちらは、三重県警察本部が発表する令和6年中の県内の水難の発生状況であります。ちょっと小さい数字で見にくいかもしれませんが、少し黒縁で囲ってあります令和6年の数字を見ていただきますと、発生件数は25件、30の方が水難事故に遭遇しております。そのうち、残念ながら14名の貴い命がお亡くなりになっております。数字を見ますと、前年から減少はしているものの、まだまだ予断を許さない、これ、ゼロになるまでは徹底した安全対策ということのは必要だということを、ぜひ皆様方には御認識いただきたいというふうに思っております。

(パネルを示す) 次に、年齢層別のグラフであります。一番多いのは、赤

いグラフのところ、8名ということで、これ、10歳代の方、また、20歳代以下を合わせますと、半数の15名もの若者が水難事故に遭っているんですね。子どもたちや若い子たちが水辺に関わる機会というのが非常に多いということもあると思いますけれども、若い方々が水難事故の被害に遭っているということが、このグラフからも分かっていたかと思えます。

(パネルを示す)そして、最後に、ライフジャケット着用の有無ということで、県警がこのライフジャケット着用のデータも取っていただいているのは本当にありがたく思っております。こちら、水難者30名のうち、着用者は僅か6名で、つけていない方が24名というところなんです。また、この右括弧の枠内なんですけど、死者14名のうち、着用者はゼロということで、ライフジャケットを亡くなった方々は誰もつけていなかったというのが調査の中で明らかになっております。

このようなことから、ライフジャケットの着用が命を守る上で極めて重要であるにもかかわらず十分に普及していないこと、また、子どもたちや若者の水難事故が多いことから、教育の分野から水辺の安全確保について力を注いでいただきたいと考えているところでございます。

国の方針におきましても、平成29年改訂の小学校学習指導要領では、安全確保につながる運動として、長く浮くことができる、こういった文言が明記されていることとありますとか、2022年度のスポーツ庁の概算要求主要事項では、ライフジャケットの活用と、もう正式にライフジャケットと明記をされております。国においても、ライフジャケットの教育活用は明確に位置づけられていく方向性でございます。

そこで、本県に設置されました三重県ライフジャケットレンタルステーションを活用し、県としてどのような取組がなされているのか、お伺いをいたします。また、子どもたちの水遊びの心得、水難事故防止の安全指導を踏まえた学校教育がどのように実施をされているのかお伺いをいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長(福永和伸) それでは、ライフジャケットレンタルステーション等

について答弁させていただきます。

県教育委員会では、県内の水難事故をなくし、水辺で安全に活動できるよう、ライフジャケットの無料貸出しを行うライフジャケットレンタルステーションを令和5年7月に県立熊野少年自然の家に開設いたしました。指定管理者の熊野市観光公社が、これを運営しています。

その後、レンタルステーションの利用促進に向けまして、県内の市町教育委員会に通知するとともに、近隣地域の小・中学校長会で説明するなど、周知を図ってまいりましたけれども、今のところ、ライフジャケットの貸出し状況は、令和6年度は4件、130着、令和7年度は、これまで2件、60着にとどまっています。レンタルステーションの周知とライフジャケットの着用促進が今後の課題であると捉えています。

水辺の安全教育につきましては、子どもたちにライフジャケットの効果や正しい着用方法を伝え、活用を促すことが、水難事故を防止し、大切な命を守ることに繋がると認識しています。

しかしながら、小学校学習指導要領にはライフジャケットに係る記載がまだないこともありまして、ライフジャケットの保有は、まだ一部の学校にとどまっている状況です。

ライフジャケットを備えている小学校では、安全確保の技能を学ぶため、消防署などに依頼しましてライフジャケット着用体験の講習会やライフジャケット着用授業などの取組を行っています。

県教育委員会では、ライフジャケットの着用促進に向けて、今年度は4月と6月に市町教育委員会及び県立学校に対し、河川等でのライフジャケットの着用を呼びかけるとともに、水難事故防止に係る各省庁の取組を学校における指導の参考としてほしいということで依頼しています。

こうした取組の結果、ライフジャケットを活用した水辺の安全指導を行っている学校は、令和7年度は87校となっております。これは、令和4年度の58校から増加傾向にあります。

今後、ライフジャケットの着用促進に向けまして、熊野市観光公社とも連

携して、地元の学校等にレンタルステーション利用の働きかけを行うとともに、遠隔地向けに郵送での貸出しも行っているということも含めまして、一層周知を図ってまいります。

あわせて、小学校におけるライフジャケットを活用した水辺の安全指導の好事例を、市町教育委員会、そして県立学校と情報共有するなど、子どもたちが安全に水辺で活動できるよう取組を進めてまいります。

〔19番 石垣智矢議員登壇〕

○19番（石垣智矢） 御答弁をいただきました。

私が御質問させていただいた3年前の令和4年、また、レンタルステーションを設置いただいた令和5年度から令和7年度にかけて、様々な取組をしていただいた中で、数字としては大きく伸びているところもあるけれども、まだまだ広く活用されるというところまでは至っていないといった答弁でありました。

ぜひ私は、市町の教育委員会を含めて、いろんな方々がこのライフジャケットを一度でも着用したことがある、一度でも着用ができる環境を県として提供していただきたいというふうに思っております。そういった中では87校で活用されたということで、どういった形でライフジャケットを身近なものに感じていただけるのかという、そういった活用集なんかも市町と連携をしていただきたいと思います。

1点、この認識だけは絶対に忘れちゃいけないなということを、僕、今からお話しさせていただくんですが、水難事故の裁判例から見る着用義務の重要性について、ちょっとお話しさせていただきます。

2007年に滋賀県の甲賀市の小学生2名が体験学習中の水難事故でお亡くなりになりました。これ、行政側がライフジャケットを準備していなかったんですね。自治体は、御遺族に1人当たり6000万円の賠償金を支払って和解をされております。

もう一件、2012年、これは愛媛県のほうでありますけれども、保育園児の5歳の子が園の川遊び中に事故が発生いたしましてお亡くなりになられてお

ります。これもライフジャケットを準備し着用させる義務があったとして、民事で過失責任が認定されているということで、つまり、学校や課外授業等でも行政が関わるときには、必ずライフジャケットを準備しておかなければ行政の責任が問われるといった裁判例があるわけでありますので、私はこういった認識を、まさに現場で子どもたちと向き合って水辺の安全教育をやっていただいているそれぞれの市町にぜひとも共有いただきたいというふうに思います。教育長、ぜひお答えいただきたいと思います。

○教育長（福永和伸） 議員、ありがとうございます。今、貴重な示唆をいただきましたので、しっかり市町に伝えまして取組を進めてまいりたいというふうに考えます。

〔19番 石垣智矢議員登壇〕

○19番（石垣智矢） ぜひよろしく願いいたします。

私も政治家として、この子どもたちの命を守るライフジャケットの着用推進について非常に地域でも活動させていただいているので、ぜひちょっと紹介をさせていただきたいというふうに思います。

（パネルを示す）こちらのほうは、いなべの市民団体、放課後子ども教室の一環で、子どもたちの川遊びと題しまして、子どもたちにライフジャケットを着用する、そういった機会を提供させていただいている様子でございます。川遊びするときには、このような形で、ライフジャケットをみんなつけようねと、安全教育も兼ねて川遊びをさせていただきました。

（パネルを示す）こちら、私の県政報告会でありますけれども、県政報告会の一角に、子どもたちがライフジャケットの着用体験ができるコーナーも設けて、我々地域からできることというものもふんだんに考えながら、子どもたちの命を守る取組に力を注いでいるところでございます。

もちろん学校だけでは、なかなかこういった社会をつくるって難しいところもありますので、その辺りは、家庭や地域、我々も一緒になって子どもたちを守る、そういった社会づくりにも力を注いでいこうと私も思っておりますので、ぜひ学校でもこういった認識を深めていただきながらお取り組みい

いただきますことを切にお願い申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（森野真治） 暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（森野真治） 県政に対する質問を継続いたします。38番 稲垣昭義議員。

〔38番 稲垣昭義議員登壇・拍手〕

○38番（稲垣昭義） 皆さん、お疲れのことと思いますけれども、1時間、お付き合いのほう、どうぞよろしく願いいたします。

新政みえ、四日市市選挙区選出の稲垣昭義です。

私たち新政みえは、8月に三谷哲央議員、そして、先月には平畑武議員を失いました。御冥福を心からお祈り申し上げます。今年は2人の同志を失い、本当に悲しい、つらい1年となりましたが、お二人の志を引き継ぎ、お二人の分もしっかりと県民のために働いていきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まずは、2035年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けてお尋ねいたします。

9月の代表質問にて、知事と、2033年第63回神宮式年遷宮に向けてどのよ

うに三重県を盛り上げていこうと考えているのか、三重県として何を仕掛けていこうと考えているのかを議論させていただきました。私のほうからは、自然との共生、滞在型の観光をキーワードに、例えば、全国植樹祭や全国都市緑化フェアなどの天皇陛下の行幸をいただくような県民参加型事業を、式年遷宮に向けて戦略的に誘致することなどを考えてはどうかといった提案もさせていただきました。

今日はその続きになるかもしれませんが、第63回式年遷宮の2年後の2035年には三重県にて国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が開催されることが内々定しております。このことを考えますと、これからの10年間は、三重県にとって、大変ではありますが非常に大きなチャンス、可能性を秘めた10年になると考えます。

今年、滋賀県で開催された国民スポーツ大会では、三重県選手団に大活躍をいただき、天皇杯は、獲得得点1138点で15位、皇后杯は、獲得得点603点で21位と健闘されました。予選となる東海ブロック大会は、全国で最も激戦区となっていることを考えると、第77回の栃木大会から4年連続10位台をキープしていることは、本当にすばらしい結果だと考えます。特に、少年種別においては、栃木大会以降、天皇杯の獲得得点が300点を超えており、本県の高校生たちが頑張ってくれていることをうれしく思います。

残念ながら三重県は、新型コロナ禍の影響で、長年準備してきた三重とこわか国体・三重とこわか大会の中止という苦渋の決断をいたしました。三重県スポーツ協会や各競技団体の様々なこれまでの努力がレガシーとしてしっかりと根づいている成果であると感じます。

2021年の三重とこわか国体・三重とこわか大会は開催できませんでしたが、県としては、その後も競技力向上対策本部を存続させ、2026年の青森県開催の国民スポーツ大会までの目標を10位台前半と掲げてこれまで取り組んでこられたことを考えると、組織体制をつくることと目標を持つことの大切さを感じます。

昨年は、知事から、公益財団法人日本スポーツ協会から三重県が国民ス

スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の内々定を受けたと本会議場で報告をいただきましたが、市町や関係者からは、三重県で国民スポーツ大会をいつやるのかといった声も聞かれる状況であり、現状は、本県で国民スポーツ大会をやるぞといった機運が高まっているとは言えません。

知事は、今年2月の本会議場での提案説明のときに、「スポーツの推進においては、現在、日本スポーツ協会が有識者会議を設置し、3巡目国民スポーツ大会の在り方に関する議論を進めているところです。開催都道府県の負担軽減を推し進めるとともに、競技参加者だけでなく県民全体に意義のある大会となるよう、全国知事会を通じて意見を述べていきます」と述べられました。全国知事会に意見を述べるとともに、県民や選手に向かって、10年後の2035年本県開催の国民スポーツ大会に向けて、力を合わせて盛り上げていこうとのメッセージをぜひ知事から強く発信してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

私は、これまでの三重県のスポーツ振興の取組を継続、発展させるためには、新たな目標を設定して機運を高める必要があると考えます。先ほど申し上げましたように、現在は、2026年度までの目標設定しかありませんので、早急に2027年度以降、2035年度までの具体的な目標設定が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、2035年、三重県で開催される国民スポーツ大会では、力を合わせて天皇杯優勝を目指すなどの具体的な目標設定も必要と考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会につきましては、議員が御説明いただきながら御質問の中でお話いただきましたとおり、令和17年本県開催、これを目指しているわけでございまして、令和12年頃だと予想していますが、開催の内定が出る可能性があると思っております。

時期的にいつから県民の皆さんの機運を盛り上げていくかということなんですけれども、10年先でございますので、あまり早い時期からやると息切れ

してしまう可能性もあるというので、私ども、担当部局と相談をしながら、どうやって2035年までの間、県民の皆さんに国民スポーツ大会、それから全国障害者スポーツ大会を通知して、そして、県民全体で機運を盛り上げていただくか考えていきたいと思っるところでございます。

それから、目標につきましてですけれども、これは全国知事会でも議論があるところございまして、総合順位がいいのかどうかというところが、今、議論があります。総合順位というのは、結局、いろんな係数を掛けたりして、本来の形を、例えば優勝の数だけではなくて若干の調整をしますので、それに本当の意味があるのか、むしろ、各それぞれの競技でどういう成績を取るかということのほうが意味があるんじゃないかという話をしているところでもございますし、どの競技でもいい成績を取るのは意味があるんですけども、選手の数が多ところが優勝してしまうということになると、結局、経済力を持った都道府県がいい成績を取ってくるという。たまたま滋賀では滋賀県が優勝しましたけれども、それまでは東京都がずっと優勝しているんで、それであれば、あまりその順位に意味があるのかなという議論も実は全国知事会でされているところでございます。

いずれにしても、今後、10年後に大会が行われますので、それに向けた私どもの対応策をしっかりと考えていきたいと思っております。

〔藤本典夫地域連携・交通部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携・交通部スポーツ推進局長（藤本典夫） それでは、私のほうからは競技力の向上の取組について御答弁させていただきます。

国民スポーツ大会をはじめとする全国大会や国際大会での本県ゆかりのアスリートの活躍は、県民に喜びや感動、夢を届けてくれます。このため、県では、競技力の向上に向けて目標を設定し、取組を進めています。

令和3年の三重とこわか国体に向けては、平成25年度に知事を本部長とした三重県競技力向上対策本部を設置し、男女総合成績1位である天皇杯の獲得を目標に定め、開催年までの9年間を基盤・体制づくり期間、育成期間、躍進期間に分け、計画的かつ戦略的に取組を進めてきました。

また、令和4年度からは安定期間として、これまでの取組により高まった競技力の定着に向けて、令和8年度までの目標を国民スポーツ大会での男女総合成績10位台前半と掲げ、ジュニア・少年選手の発掘・育成、優れた指導者の養成等に取り組んできています。

こうした取組の結果、令和7年度には国民スポーツ大会での目標を3年連続で達成するとともに、全国高等学校総合体育大会や全国中学校体育大会の入賞数が三重県競技力向上対策本部の設置以降最多となるなど、安定的な競技力を維持しています。

国民スポーツ大会については、現在、日本スポーツ協会で3巡目の在り方の見直しに関し、都道府県対抗や総合成績の意義、在り方等の議論が重ねられており、今後開催される2巡目においても適用される可能性があります。

このため、令和9年度以降の目標については、この見直し議論の動向を踏まえつつ、また、令和17年の国民スポーツ大会の開催も見据え、本県ゆかりのアスリートが存分に活躍できるよう、令和8年度に様々な方々の御意見をお聞きしながら目標を検討していきたいと考えています。

[38番 稲垣昭義議員登壇]

○38番（稲垣昭義） 今、御答弁いただいて、前回というか、残念ながら開催できませんでしたが、約10年ぐらいかけて戦略的に、計画的に準備をしてきたと。

今回も、令和17年、2035年に向けてちょうど10年なんですけれども、やっぱりここも戦略的、計画的に考えてほしいなというふうには思っています。今、国での議論もあるということですので、それを見ながらではありますが、ただ、選手たちはあまりそういうことを気にしていないと思うんですね。やっぱり一生懸命、自分のやっている種目で頑張っていて、三重県を背負って戦うことにあまり国の議論は関係ないかなというふうに思っています。そう思うと、知事のリーダーシップの下、この10年後、2035年にならうというふうに向かっていくのかということは、やっぱり示していただく必要があるのかなというふうに思っています。

今のお話ですと、令和8年度までは一応、今の対策の期間中だということですので目標がありますが、令和9年度以降の目標を令和8年度に検討するということですが、やっぱり策定してもらわんとあかんのかなというふうに思うんですが、もう一回局長のほうへ確認したいんですけども、検討していくだけでは困るなと思うんですが、令和8年度中に策定していただけますか。

○知事（一見勝之） 先ほど局長がお答えをしましたように、実は、全国知事会で、総合成績をどうするかということを、今、議論しています。したがって、総合成績がこのまま残るか残らないか分からないので、先ほど、それで局長のほうからは検討してまいりますということを申しております。

ただ、それぞれ個々の競技は当然あるわけございまして、議員御指摘のように個々の競技に打ち込んでいただいているアスリートの方々は、そこでいい成績を取ろうということで、国スポだけではなくてインターハイとかも含めてやっていただいているわけございしますので、そういったことを、我々、従来もやっていますが、これからも支援をさせていただきたいというふうに考えております。何をどう定めるかについては、国の議論を見定めながら考えてまいりたいと思っております。

〔38番 稲垣昭義議員登壇〕

○38番（稲垣昭義） 分かりました。国の議論ももちろん見ていただかなければいけませんので、目標設定をどういうふうにしていくかということをしつかり考えていただきたいなと思いますので、今の知事のお話、分かりました。

よく人口減少対策の議論、この本会議場でもやっていますけれども、なかなか難しい課題で、ただ、この国民スポーツ大会に向けての先ほどの話で、県ゆかりの選手とかが就職でこっちへ帰って来ていただくということを考えると、これまでトップアスリート就職支援事業なんていうのもやっていますが、ある意味、人口減少対策にもつながっているのかなというふうに思っています。そういったことにも寄与しているなと思いながら、そういう三重県に関係している、大学で出ていった方がやっぱり三重県に戻って就

職しようと、そして、三重県代表として戦おうという気になってもらえるような魅力を発信してほしいですし、そういった思いをぜひ知事のほうからも、先ほどの話のように、これからも発信し続けていただきたいなというふうに思っています。

それでは、次に、同じくスポーツのところですけども、スポーツ環境の充実についてもお尋ねをしたいと思います。

私は最近、マラソンをやっているんですけども、よく四日市の中央緑地を走っています。ちょうど2キロメートルのランニングコースがきれいに整備をされて、週末になるとたくさんの方が走っておられます。

また、体育館とサッカー場も、これもきれいに新しく整備をされましたので、県内外からたくさんの方が集まって、様々な大会が行われています。

走りながら、こういったスポーツの環境を整備、充実させることの意義というを感じているところですが、余談になりますけれども、明日、あさつと、野口みずき杯2025中日三重お伊勢さんマラソン大会というのが開催されます。そして、12月21日にはみえ松阪マラソン大会が開催されて、私、両方とも出場する予定なんです。これからマラソンシーズンになりまして、三重県内にもこういったすばらしいマラソン大会がありますので、知事に答弁は求めませんが、ぜひ知事も一緒に三重県内のマラソン、走っていただいてはいかがかなというふうに思います。ぜひ検討していただきたいと思えます。

話を戻しますと、四日市の中央緑地に関しては、あと陸上競技場の整備が必要かなというふうに感じていますけれども、これは四日市市の課題で考えていただきたいなというふうに思っていますが、改めて、県営のスポーツ施設に関しても、10年後の三重県開催の国民スポーツ大会に向けて総点検を行って、整備計画をつくっていく必要があるのではないかなと思えますが、いかがでしょうか。

また、先ほど少年種別で高校生が頑張っているというふうに申し上げましたけれども、県立高校の体育館の空調設備の整備がなかなか進んでいないよ

うに感じています。2035年に向けて、県立高校の体育館やグラウンドなどのスポーツ環境の整備もやっぱり計画的に行っていく必要があると思いますが、御所見をお聞かせください。

〔藤本典夫地域連携・交通部スポーツ推進局長登壇〕

○地域連携・交通部スポーツ推進局長（藤本典夫） それでは、御答弁いたします。

三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けては、平成25年3月に、おおむね10年先を見据えた三重県スポーツ施設整備計画を策定し、三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場などの整備を進めてきました。

また、市町においても国体開催に必要な施設整備が進められ、全国規模の大会が開催できる環境が整えられました。

その後の県営スポーツ施設の整備については、令和4年度に策定した第3次三重県スポーツ推進計画で、令和8年度までの取組の方向性として、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、施設機能の維持、向上を図ることとしており、日頃の日常点検と併せて計画的に整備を進めています。

こうした中、現在、日本スポーツ協会で行われている3巡目国民スポーツ大会の在り方議論では、開催地の負担軽減を図るため、既存施設の有効活用や施設基準の見直し等も検討されることとなっており、これらのうち可能なものは、2巡目の国民スポーツ大会にも適用される可能性があります。

このため、令和17年の国民スポーツ大会に向けては、この在り方議論の状況を注視するとともに、まずは県内の施設状況を把握し、その上で、整備の必要性について関係市町と連携しながら検討を進めていきたいと考えています。

また、高校生の部活動への支援がジュニアアスリートの育成と競技力の向上にもつながることから、学校施設の計画的な整備・充実が図られるよう、教育委員会に働きかけてまいります。

〔38番 稲垣昭義議員登壇〕

○38番（稲垣昭義） 今、御答弁いただいて、これもちょうど令和8年度、来

年度までの計画があつて、令和9年度以降はどうなるのかなというのを気にしているところですけど、先ほどの御答弁と一緒に、国の議論が今、あるんだろうというふうに思っています。当然、国でのその方向性が見えないことには、どういった施設を整備していく必要があるのかとかいう基準が変わるのかもしれないので、それは見ていく必要があると思うんですけども、ただ、それぞれの施設の古くなっている状況というのは、これまでの議論でも、例えば、伊勢の体育館の空調が壊れているとか、この本会議場でもありましたが、やっぱり点検すれば、もう目に見えているものがあると思うんですね。そういうのをどういう段取りでやっていくかということをしっかり考えていく必要があると思うので、これもぜひ、国の動向を見ながらとはいうものの、令和8年度中にしっかり令和9年度以降のこれから10年間の計画を立てていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、不登校対策についてであります。

9月の代表質問では、知事と子ども第一の三重について議論をさせていただきました。そのときも申し上げましたが、令和6年度の本県の公立小・中学校の不登校児童生徒数は4759人と、前年から191人増加して過去最多、県立高校の不登校生徒数は1110人で、前年から87人増加して過去最多となっています。また、県内の15歳から64歳のひきこもり者数は、約2万人と推計されております。

このような状況の中、今年4月から全国初の学びの多様化学校を併設した夜間中学校として、県立みえ四葉ヶ咲中学校が開校いたしました。

知事との議論では、北勢地域に学びの多様化学校を併設した夜間中学校が必要であるとの認識を共有させていただき、広域的な市町の取組を県として積極的に支援していく方針を示していただきました。これに関しては、ぜひ市町と協議をして具体的な取組として進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

今日は、一般質問の機会をいただきましたので、もう少し詳しく、教育長

と不登校対策について議論したいと思います。

教育委員会で、令和6年度児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果、（実物を示す）取りまとめていただいております。

これを読ませていただきましたが、その中で、不登校の今後の対応方針について、校内教育支援センターの設置促進、あるいは、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、専門家を含めたチーム学校としての相談体制の充実、各市町での学びの多様化学校の設置を進めること、フリースクールへの支援、保護者相談会の実施、レジリエンス教育の推進というふうに書かれております。対策方針としてどれも重要なものばかりで私も賛同いたしますが、これらの対策方針について、具体的に何か点か質問をさせていただきます。

まずはフリースクールの支援についてですが、今年度からフリースクールに対して、上限60万円ですが、人件費や備品購入費、設備修繕費などの補助金を新設いただいたことは評価をさせていただきたいと思います。その上で、フリースクールの皆さんと話をしていきますと、補助割合3分の1というのは厳しいとの声や、人件費は常勤職員でないといけないというのは何とかならないかといった声を聞かせていただきます。フリースクールの当事者も交えて協議する場を設け、この補助金の仕組みを使い勝手がいいように改め、さらに充実させていってほしいと考えますが、いかがでしょうか。

次に、不登校児童生徒の保護者に対する支援についてです。

保護者相談会の実施と記載されておりますが、保護者からの多くの声として、本年2月定例会月会議にて、三重県議会では、フリースクールに通う子どもの保護者に対する助成制度拡大についての請願を全会一致で採択しております。本県では令和6年度から、フリースクールを利用している経済的な支援が必要な世帯に対して支援を行い、本年度は、対象を若干拡大する努力はいただいておりますが、請願にある不登校の子ども全員が対象にならず、まだまだ道半ばであると感じます。子どもたちの学びの機会を保障するため、フリースクールや学びの多様化学校に通う子どもたちへさらなる支

援が必要と考えますが、いかがでしょうか。

最後に、レジリエンス教育についてお尋ねします。

レジリエンスとは、困難から回復する力といった意味や、しなやかさ、たくましさといった意味があります。私は、最近の子どもたちの中には、打たれ弱い子、同調圧力や他者批判に耐える力の弱い子が増えてきているように感じます。そんな中、このレジリエンス教育の重要性を感じます。

学校は、勉強を教えるだけの場所ではなく、しなやかさやたくましさなどを育む場所でもあります。コロナ禍の時期に子どもたちから夢や希望、様々な体験の機会、人との出会いが奪われました。今こそ、このレジリエンス教育が必要だと考えます。

昨年度、この本会議場での答弁では、レジリエンス教育は、令和3年度から始め、37校が実践しており、今後、さらに充実させていきたいとのことであります。この調査報告書では、レジリエンス教育を推進し、複数年で利用できるように追加のプログラムの作成・普及に取り組みますとありますが、現在のレジリエンス教育の取組状況、今後、特に不登校対策として具体的にどのような取組を広げていくのかお答えください。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、私からはフリースクールの運営費補助についてお答えをいたします。

フリースクールの運営補助制度につきましては、不登校児童生徒等にとって安心して過ごせる居場所を確保することを目的に、フリースクールを運営する団体を支援する制度として、今年度に創設をいたしました。

フリースクールの安定的、持続的な運営及び活動につながり、活用しやすいものとなるよう、様々な事業形態のフリースクールの運営者や関係団体の声を聞きながら、制度を設計、運用しており、他の助成金を活用している一部の団体などを除きまして、県内フリースクールのおおむね8割の団体の皆さんから申請をいただいて、10月にその全ての団体について交付決定をいた

しました。

この制度では、不登校児童生徒等が安心して過ごせるよう、相談支援に対応できる職員の配置や、子どもたちの安全・健康面に配慮した施設環境を整えることを要件としまして、その職員に係る人件費や施設環境整備に係る経費を補助対象としております。

また、現場の声を踏まえて、制度の運用に当たっては、例えばですが、他の用途と施設を併用している場合でも、案分によって賃借料を補助対象経費として認めるなど、柔軟な対応を行っております。

交付決定を受けた団体の皆さんからは、これまでになかった運営費の補助制度に対して評価する声を伺っておりますけれども、議員からお話がありましたように、一方で、収入が不安定なため、運営費の補助金額の増額を求める声や、子ども一人ひとりの状況を継続的に見守れるよう、開所日、開所時間に常時配置されている職員を人件費の補助対象というふうにしております、そういったことに対して、複数の非常勤職員で運営している現場の実態に合っていないといった声もいただいております。こうした状況を踏まえまして、補助金額については、補助上限額の見直しを検討しているところでございます。

また、人件費の補助対象についても、制度を運用する中で、現場の様々な運営形態を把握できてきたこともありますので、そういったことを踏まえまして、その見直しを検討していきたいというふうに考えております。

引き続き、声を聞きながら、全ての子どもが自分らしく健やかに育つことができるよう、安心して過ごすことができる様々な居場所の確保に取り組んでまいります。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、フリースクール利用料の支援について答弁させていただきます。

不登校は、事情や背景が個々により異なっておりますので、その支援に当たっては、一人ひとりの状況に応じた多様な対策を講じる必要がございます。

このため、県教育委員会では、学校内外の教育支援センターの機能強化、専門人材を活用した訪問型の支援、メタバース空間を活用したオンラインの居場所支援、保護者相談会の開催、フリースクール利用者への支援、学びの多様化学校の開設など、多岐にわたる取組を展開しまして、不登校児童生徒支援を進めています。

このうち、家から出ることができるけれども学校に行くことはできない子どもに対して重要な学びの場というのは、県や市町が運営し、無料で利用できる校外にある教育支援センター、県内に23か所ありますけれども、これと、民間が運営し、有料での利用となるフリースクール、この二つの選択肢があります。この有料のフリースクールの前に無料の教育支援センターが選択肢としてあるということは、この問題を議論する上では重要なことですので、お含み置きいただきたいと思います。

県教育委員会では、令和6年度から、フリースクールを利用する経済的事情のある世帯を対象に、その利用料の2分の1を支援する事業を行っています。令和6年度にこの事業を活用したのは23世帯31名で、うち、新たにフリースクールの利用を開始したのは14名でした。

令和7年度からは、県外のフリースクールを利用する世帯も対象に加えておりまして、11月末現在、19世帯24名がこの事業を活用しています。

御質問のあったフリースクール利用支援を拡充することについてですが、例えば、経済的要件を緩和しまして支援対象人数を増やすとした場合、予算額が最大で約7倍に増大することが見込まれています。他の支援策が実施できなくなる可能性も出てまいりますので、この不登校対策全体でのバランス上の比較衡量が必要になってまいります。

一方、不登校児童生徒の数が今、増え続けておりますので、その中で、教育現場から届く最も切実な訴えは、未然防止効果が確認されている校内の教育支援センターの設置を促進してほしいという要望です。そのニーズの高さを踏まえますと、今、政策上、予算注力すべきと私どもが判断するのは、やはり校内教育支援センターであります。

県教育委員会では、一人ひとりの状況に応じた多様な支援に取り組んでいます。不登校対策全体の予算には制約もありますので悩ましいところではあるのですが、現在は、フリースクール利用支援の拡充を図ることが今回の予算編成の中では慎重に考えざるを得ない状況と考えています。

御示唆いただいたフリースクール利用支援の拡充も今後は視野に置きつつ、各種支援策のバランスを総合的に勘案しまして、不登校対策全体の取組、ここが全体最適になるように適切に予算配分を行いまして、今後も取組を進めてまいります。

それから、レジリエンス教育について答弁させていただきます。

不登校の未然防止に向けては、全ての子どもたちが安心して過ごすことのできる学校づくりが重要という観点から、令和3年度からレジリエンス教育に取り組んでいます。これは、学校生活や友人関係などのつまづきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止め適応し、立ち直り、回復する力を養うという教育活動です。これまでに、小・中学校から高等学校まで、合わせて56校が取組を進めておりまして、子どもたちの自己肯定感が取組後に高まるなどの成果が見られています。

また、令和6年度からは、レジリエンス教育を単年度限りではなく、複数年にわたって取り組むことができる発展的な内容の教材開発を進めています。発展的なプログラムは、自分の弱み、強みについて知り、それらを伸ばしたり克服したりするためにはどのようなことが必要なのかを考える内容となっております。現在、12校の協力を得て実証研究を行っています。本年度末には県内の各学校に届けることができるよう、取組を進めています。

なお、教育現場からはさらに、授業形式でなくとも日常的な場面で実践できるものがあればありがたいという声もありますので、今後は、短時間で取り組むことができる学習プログラムの構築についても検討を進めてまいります。

〔38番 稲垣昭義議員登壇〕

○38番（稲垣昭義） 今の御答弁で、レジリエンス教育にすごい力を入れて

やっただいて、去年からもさらに増えているということでありました。その取組をぜひ広げていただきたいなというふうに思います。

午前中の川口議員との議論の中でも、オーバードーズの問題とか、あるいは、SNSで犯罪に巻き込まれるリスクだとか、いろんな意味で、今、子どもを取り巻く環境は非常に難しい状況がある中で、やっぱりたくましい、そして、しなやかさ、そういったものを備えていく、個々に防衛していただかなければいけないというか、個々がそういう力をつけていくということはやっぱり大事だと思っています。当然、私は、今日は、不登校対策の未然防止という意味でこのレジリエンス教育が書いてあるというのは非常に興味深いなと思ってお尋ねをしたんですけども、今、子どもを取り巻く様々な難しい環境の中で、どうしなやかさ、たくましさを育てていくかということで、今、その新たな教材も開発していただいております中に、いろんな課題が川口議員の議論も含めてあるということを感じて盛り込んだ形でぜひやっていただきたいなというふうに感じました。

フリースクールへの支援は、先ほど、運営のことについては、すごい現場の声も聞いていただいて、しっかりまた検討もしていきたいと、それで、課題も分かってきたということも言っていたので期待したいと思います。たくさん、多様な形があるので、やっぱり丁寧に聞き取りをして、課題を聞いていただきたいなと思いますので、より効果的な支援をしていただきたいと思います。

保護者への支援について、確かに、言われるように、それ以外の方法の中で、全体でやっていくんだと考えると、すぐにというわけにはいかないというのはありましたけど、約7倍になるといっても、元の予算がそもそも幾らなのかなというのを考えると、そんなに大きい額なのかなというのちょっと感じたりするので、あえて幾らかとは言いませんけれども、7倍という、もう大変だなって思いますけど、今の全体の予算の中でその7倍が一体幾らになるのかということも考えながら取組をしていただきたいなと思っています。

いずれにしても、毎年、不登校の数が過去最多を更新している中で、やっ

ぱりあらゆる手段を通じて子どもたちの学びの継続ができるような、もういろんな手段、先ほど教育長も言うていただきましたが、いろんな取組をしていただいているというのでも分かりますけど、ちょっと成果を出していくというか、やっぱり不登校の数が三重県は減ってきたというような形になってくる、あるいは、子どもたちの学びがしっかり継続されているということが形として現れてくるようにぜひ取組を強化いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、次に、萬古陶磁器産業の振興についてお尋ねします。

現在、三重県議会では、伊勢茶の振興に関する条例制定が進められており、この本会議場でも、伊勢茶と萬古焼、伊賀焼とのコラボレーションなどの提案が、津田議員や中瀬古議員などからもされております。

また、四日市の水沢地区では、令和5年に茶畑の一部をブドウ畑に変える試みがなされておりまして、今年初めて、水沢ワイン、ドメーヌファイアーージュのワインが完成しまして、11月30日に販売が開始されました。この地元のワインを萬古焼のワイングラスで飲むといったコラボレーション企画も考えられているようです。

このような三重県の特産品や伝統工芸品と萬古焼とのコラボレーションについて、県も積極的に関わってほしいと思います。例えば、四日市で毎年開催されているばんこ焼陶器まつりに県の物産展も出展するなど、県の特産品と萬古焼とのコラボレーションを進めていくべきと考えます。

また、萬古焼、伊賀焼など、県内の焼き物同士のコラボレーションや様々な県内の伝統工芸品同士のコラボレーションも、もっと進めていくべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

もう1点、私は先日、志摩市にある三重ナルミ株式会社の高級磁器、ボーンチャイナの製造工程を視察させていただきました。最高級品質の磁器であるNARUMI ボーンチャイナの国内唯一の生産工場が三重県にあることを恥ずかしながら知りませんでした。

これまでも私はこの本会議場で、もう一つのお伊勢参りや伊勢國お庭街道

ガーデンツーリズムなど、滞在型観光のコンテンツについて議論させていただきましたが、私は、この萬古焼、伊賀焼、そして、NARUMI ボーンチャイナの生産者や作家を巡る三重の陶磁器ツーリズムも非常にいいコンテンツではないかと考えます。このような焼き物を観光資源として取り込んだ滞在型観光振興に取り組んではと考えますが、御答弁をお願いいたします。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） それでは、伝統工芸品と他の県産品の組合せによる魅力発信の取組につきまして御答弁申し上げます。

伝統工芸品は、古くから人々の生活の道具として研ぎ澄まされながら、地域に深く根差してまいりました。地域の食文化等とも密接な関わりがあることから、その地域の産品と組み合わせ、相乗効果を生み出すことで魅力的なPRにつなげることができるというふうに考えております。

県では、三重の伝統工芸品を全国に向けてPRし、事業者の販路拡大を後押しするため、首都圏の情報発信拠点である三重テラスにおきまして、伝統工芸品と県産食材を組み合わせた販売やイベントの実施に取り組んできました。

例えば、試食販売の場におきまして、萬古焼の土鍋で伊賀米を炊く実演で組合せの魅力を発信するほか、テラスのレストランでは、県産食材を使った郷土料理を萬古焼や伊賀焼の器で提供するなど、県産品の相乗効果を生かした事業展開を行っております。お客様からは、三重の伝統工芸品と食のすばらしさを一体的に知ることができたといった声もいただいたところでございます。

他方、これまで地域で育まれてきた伝統工芸品を、これからもその地域で使い大切に育てていくということは、県産品の振興の上で欠かすことはできないと思っております。このため、県内におきましても、県産品の魅力を広く認識していただき、地元三重から新たなニーズの獲得や集客力の向上につなげるよう取り組んでいくことも重要であるというふうに考えております。

県内では、事業者が共同で実施する販路拡大のイベントとしまして、萬古

焼、茶道、和菓子の関係者が連携した萬古とお茶を楽しむ会などが開催されているところです。先ほど、議員からも御紹介いただきました四日市ばんこ焼陶器まつりというのもございます。

こうした様々な機会を通じて、県産品それぞれの強みを生かした効果的なPRの提案、協力を行うとともに、事業者間の新たな連携の促進により相乗効果を高めることで、伝統産業の一層の振興に努めてまいります。

〔塩野 進観光部長登壇〕

○観光部長（塩野 進） 萬古焼等の焼き物の観光資源としての活用についてお答えを申し上げます。

近年、伝統文化や歴史を学び、職人の技術や思いに触れる体験型観光の人气が高まっております。萬古焼などの焼き物も本県の重要な観光資源であるというふうに考えております。

県がこれまで実施した海外のメディアや旅行事業者を招聘した視察旅行においても、工芸体験は旅行商品に組み込みたいコンテンツとして評価をいただいているところです。

県では、DMOや観光協会等を対象に、観光資源の磨き上げや旅行商品化に向けた支援を行っておりまして、桑名萬古焼の窯元訪問や四日市萬古焼で日本酒を楽しむ食体験など、地域特有の伝統文化を体験できるプログラムの造成が進められています。

また、三重県観光連盟の公式サイト観光三重では、例えば、萬古焼などの焼き物の紹介や陶器まつりなどのイベント情報のほか、陶芸体験レポートなど、広く情報発信も行っているところです。

引き続き、地域特有の伝統文化や歴史を背景に持つ焼き物などの観光資源としての磨き上げを図りつつ、滞在価値の創出や旅行商品の造成に向けた取組を支援してまいりたいと考えております。

〔38番 稲垣昭義議員登壇〕

○38番（稲垣昭義） 御答弁いただきまして、今、お話をいただいたように、三重県はいろいろ伝統工芸品とか物産品、いいものはいっぱいあるんですけ

ど、意外と三重県民が知らなかったりすることもあるんですよね。私もそうでした。先ほどのNARUMI ボーンチャイナの話もそうですけど、そういうことを考えると、これまで私も三重県のいいものを、東京の三重テラスもそうですけど、大都市圏へ行ってPRして販路拡大していくというのがやっぱり大事だということを思っていたんですが、意外と三重県民が三重県のいいものをそれぞれ知らないってなると、やはり県内でのイベントでコラボレーションするような、そういったことに力を入れていく必要ってあるんじゃないかなというのを、最近、感じています。

先ほどのばんこ焼陶器まつりの話もそうなんですけど、最近、萬古焼以外にも結構出ているんですね。見ていると、やっぱり焼き物は、結構、それぞれ人気があるんです。萬古焼以外の焼き物も見られるので。例えば、そこで物産展なんかもやったら、三重県のよりよいもの、三重県はこんなものもあるんやって、陶磁器ファンの方が来ていただいても、ほかの、例えば、伊賀くみひもがあったりだとか、伊勢形紙、こんなのあるのかとか、そういった発見もあったりすると思いますので、何か三重県のいいもの同士を掛け合わせていって形にするというような取組って、やっぱり必要なんじゃないかなと思っています。

今、御答弁いただいて、県内でのそういった取組、それぞれのコラボレーションをしていきたいということも言っていただきましたので、ぜひそんな取組も進めていただきたいというふうに思います。お茶も萬古焼で飲むとやっぱりおいしいです。日本酒も、先ほど言われましたけど、すごくおいしく飲めますので、やっていただきたいなと思います。それをぜひ観光のコンテンツにも生かしていただきたいということで、そんな取組が広がることを期待したいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、最高AI責任者（CAIO）の設置についてお伺いをいたします。

9月の代表質問のときに、県庁職員の士気向上の議論をさせていただきました。そのときに、前向きな仕事は士気向上につながりますが、不適正な事

務処理事案や職員の不祥事が続き、ダブルチェックやトリプルチェックが求められると、これらの仕事は、必要ではありますが前向きな仕事ではなく、士気が下がるのではないかと申し上げました。

県庁内の仕事は、無駄とは言いませんが、業務量や仕事量が多過ぎるのではないかと感じられ、減らす努力が必要だと考えます。そのために、デジタル化やAIの活用により業務の効率化を図る取組は重要であると考えます。

私は以前、最高デジタル責任者、CDOを設置してデジタル化を進めてはどうかとの提案をさせていただいたこともあります。現在ではデジタル推進局ができ、デジタル戦略企画課とデジタル改革推進課で構成されており、県庁内、あるいは市町と連携してデジタル化を図る体制ができております。今日は、最高AI責任者、CAIOの設置を提案したいと思います。

総務省は、生成AIの活用促進や管理を担う最高AI責任者、CAIOを各自治体に設置することを求めています。AIの活用により、会議の議事録の要約で約5割、企画書の作成で約3割の業務時間を減らすことも言われております。

福島県磐梯町では、既に最高AI責任者、CAIOを設置して、AI町長、AI課長といった面白い仕組みを導入して、政策会議にAIが同席をし、データに基づく客観的な提案を行うといったことをやっております。

ぜひ本県においても、民間から最高AI責任者、CAIOを登用して、具体的な職員の業務時間を減らす目標を定めて取り組んでどうかと考えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

〔横山正吾総務部デジタル推進局長登壇〕

○総務部デジタル推進局長（横山正吾） それでは、CAIOの設置について御答弁申し上げます。

これまで県では、生成AIを利用する際に遵守すべきルールや利用上のポイントをまとめた三重県生成AIガイドラインに基づきまして、入力した内容が学習に利用されない安全な生成AIの運用を進めてまいりました。

生成AIの利用に当たっては、非公開情報を入力しないであつたりとか、

あと、出てきた結果に対して正確性や妥当性を十分確認するなど、利用上のルールや効果的な使い方を解説した基礎研修の受講を必須としておりまして、現在、1300人を超える職員が利用しているというような状況でございます。

職員からは、多くの時間を要していた国等の長文資料の要約であったりとか、他県の公開情報の収集、取りまとめ、それから、市町宛ての文案を複数提案させることといった作業などをA Iに任せることで、事務作業の時間短縮につながったというような声も寄せられているところでございます。

今年度は、生成A Iの一層の活用促進に向けまして、職員向けの研修会を実践的なものにするというようなことで、より性能の高い言語モデルの導入などにも取り組んでいるところでございます。

また、国のA I戦略会議の構成員等を含みます4名の三重県デジタル推進フェローの方から、客観的、俯瞰的な視点から御意見もいただきながら県のデジタル施策を進めているところでございまして、生成A Iの活用についても、既存業務の効率化はもとより、生成A Iの活用を前提に業務のやり方を見直すことも考えられるなどの御意見をいただいているところでございます。

引き続き、業務効率化と生産性のさらなる向上を図るため、職員がより利用しやすい環境への更新などを継続的に進めるとともに、効果的な活用方法に関する研修も実施してまいりたいと考えております。

また、議員に御提案いただきましたC A I Oの関係でございますけれども、総務省が設置しました自治体におけるA Iの利用に関するワーキンググループの報告を踏まえまして、今後、国により示されることが見込まれる自治体向けのガイドラインのひな形のほうに、このC A I Oの位置づけ等、記載が出てくるかと思っておりますので、それも含めまして、他県の取組も参考に、C A I Oの設置について検討してまいりたいと考えております。

〔38番 稲垣昭義議員登壇〕

○38番（稲垣昭義） C A I Oの設置については、総務省が、自治体向けのガイドラインを年内ぐらいに何か出すのかなというふうには聞いているんですけども、もう年内、そろそろ終わりそうなので遅れてくるのか分かりませ

んが、それが出てきた段階でという、今、お話もありまして、他県の動向を見ながら検討するということですね。

知事にも少しお伺いしたいんですが、シンギュラリティーという言葉を知ったことがある方、たくさんみえるかな、そんなにみえないかなと思うんですが、このシンギュラリティーというのは、A Iが人間を超える日が来るといふ仮説でありまして、2045年というふうに言われているんですね。ということは、20年後です。20年後にはA Iが人間を超えるということが言われています。

これからの時代のキーワードは何かというのを、いろんな講演とか私も行かせてもらったりして聞くと、やっぱりほとんど大体、A Iって答えるんですね。その最先端を行っている企業はどこかという質問を私もよくするんですが、それも大体同じ会社を言うんですけど、ちょっと、それはあえて今日はここでは控えますが、そういったことを言われます。ということは、これからの時代は確実にA Iの時代になって、我々人間を超えるものになってくるであろう。先ほど、石垣議員からも観光のプロモーションへのA Iの活用なんていう質問もありましたけれども、そういった取組も県としてやっぱりやっていく必要がある。

今日は、私は業務の効率化という意味で質問したんですけど、当然、それだけじゃなくて、こういった観光プロモーションなんかに使ったりもできるし、先日も企業の方々と話をしていましたら、広告の戦略なんかも、もうA Iがみんな作ってくれるんで、それでもうできるんやと。例えば、美容室をここへ建てたい、こういったものにしたらいいか、商圈はどんなもんかとか、みんなA Iが答えをくれるらしいんですね。どんな広報をしていけばいいかというのをA Iが教えてくれるということも言っていました。そんな時代になってきています。もしかすると、これから選挙もA Iでできる時代が来るかも分かりません。選挙参謀なんていうのは要らずに、A Iがやってくれるような時代がやってくるのかも分かりませんが、そういったことが、これからすごいスピードでやってくるのかなというふうに思っています。

そんな中で、先ほどの答弁で、A I の導入をこれから力を入れてやっていかなあかんということは理解するものの、他県の動向を見ながらという感じになると、私は、ちょっとそれはどうかなというのを実は思っているんです。いろいろ調べてみると、先ほど磐梯町のお話をちょっと紹介させてもらったんですが、小さな町ですけれども、そんな挑戦的な取組をやっている自治体があるんですね。

調べてみると、この最高A I 責任者って、設置している都道府県、一つもないんですよ。じゃ、例えば、三重県が設置しただけで、今、やっぱりA I の分野に関心の高い人、あるいは人材もいますので、三重県が本気になってやろうと思っておるなという情報も集まってくると思うんですね。やっぱり県庁内の人材だけでやろうと思うとちょっと大変なので、私は先ほど民間の人材はやはり活用したほうがいいと、入ってもらったほうがいいというふうに言いましたが、そういった優秀な人は、これから取り合いになってきます、当然、いい人材は。そういうような中で、都道府県で一番最初に最高A I 責任者を設置して募集しますよなんてやれば、非常に注目度が高いと思うんですよね。ぜひそういったことをやっていってほしいなと思うんですが、ちょっと知事に答弁をお願いしたいと思います。

○知事（一見勝之） うちらが学生の時に、「ターミネーター」という映画がありまして、スカイネットが人間の命を奪うという、これはシンギュラリティを映画の世界で表現したものと思っております。そこまで行くのはまだ先かもしれませんけれども、A I はどんどんどんどん、今、使われておるわけでございます。先日も国土交通省のある局長と話をしていましたら、国会答弁も、ひょっとしたらもう使っているんじゃないかと、ちょっとここは言葉を濁しますけど、ということでありまして、答弁は、A I が非常になじむところだと思います。過去のデータを基に、キーワードを入れ込んで、そのキーワード自体もA I からもらうというやり方もあるようでありますけれども、ということで行くと、議員御指摘のように省力化することができます。これから、どんどんどんどん人口は減っていくわけでございますので、公務

員を志向する人たちも減ってまいります。その中で作業を効率的にやるためにAIを使うというのは、あると思います。

選挙でもという話がありましたけど、現に今年の宮城県知事選ではAI知事というのが出てきて、選挙期間中に質問に対してAIの知事がお答えをするという選挙活動をされている例もあつたりいたします。

先ほど局長がお答え申し上げたのは、CAIOの取組をどんなふうにするかって、これ、なかなか難しいところでありまして、行政機関というのは、外部の方を組織の中に迎え入れるのがあまり得意ではありません。これは民間と違うところだと私も長い行政経験で感じています。そういう意味で、今、フェローの形でアドバイスをいただきながら、AI、デジタルを進めようとしているところであります。

行政機関以外の方が入ってきてうまいこと成果が出せるのはなかなか難しいので、どういう効率的なやり方があるのか、アドバイスをいただく。これから中央省庁もCAIOをどうも任命していくという話があるようでございますので、外部の方を活用するのか、それとも今ある、例えば、総合政策局というのが各省にあるんですけど、その人間を任命していくのか、様子を見ながら、一番効率的なやり方を我々も選択していきたいと思っています。

それとは別に、AIを業務に使うのはどんどん進めていくべきだと思っておりますので、また議員の御指摘も頂戴しながら御相談もさせていただいて、私ども、前に進めていきたいと思っております。

[38番 稲垣昭義議員登壇]

○38番（稲垣昭義） 当然、行政は民間を入れるのはあまり得意じゃないというのは、前の最高デジタル責任者を当時議論したときもそんなような答弁をして、なかなか設置せずに、そういった専門家の方のアドバイスをもらいながらというやり方が一番なじむのかなというのは思っています。

ただ、これからの時代を考えたときに、知事が前に言われていましたように、行政はやっぱり組織がしっかりできれば動くので、それで、目的がしっかりしていて、そういう形を、もちろんアドバイスは外からもらって、もう

その体制をやっぱりつくらないと動かないというところもあるので、それを市内のほうが動きやすいのかもしれませんが。ただ、たけた人が本当におるかどうか、これからの時代の変化に本当についていけるかどうかは、やっぱりいい人材を確保するというのも非常に重要だというふうに思っています、当然、この4人のフェローの方たちも優秀な方だろうとは思っていますけれども、そういった外からいい人材がいれば、三重県に向けてもらえるような、そういった先進的な取組をぜひ期待したいなと思いますので、また御検討のほう、よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、外国免許切替審査についてお尋ねします。

日本で暮らす外国人が運転免許証を取得する方法は、外国の運転免許証を切り替える方法と、日本で新たに取得する方法があります。この外国の運転免許を切り替える方法、いわゆる外免切替えについては、もともとは海外で運転免許を取得した日本人が帰国後に国内で車を運転できるようにするための制度でしたが、最近では訪日外国人による利用が多くなっており、本来の目的とは違った利用が増えたことで、交通ルールの理解不足などによる問題が発生したり、外国人による交通事故も増えてきています。

そのような状況の中、日本の制度が甘過ぎるとの批判もあり、本年10月に外免切替えのルールが厳しくなりました。このルールの厳格化は、日本で車を運転する以上、必要なことであり、むしろ国の対応が遅かったぐらいだと思いますが、10月以後、様々な課題が起こっていると聞きます。

外免切替えの予約は、電話で取る仕組みとなっておりますが、なかなか電話が繋がらずに、すぐに定員いっぱいとなっているようです。1か月分の予約がすぐに埋まり、キャンセル状況を電話で日々確認する状況と聞いております。ルールの厳格化は必要なことですが、予約が取れないとの状況は改善する必要があると考えます。他県では、電話ではなくインターネット上で予約する県もあり、電話の受け手の体制を整えることを考えると、効率化を図るといった意味でも、オンラインによる受付体制を本県もつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、今後、運転免許の取得を必要とする外国人は、さらに増えてくることと思います。ルールが厳しくなり、学科試験、技能試験の合格率はかなり下がったというふうに聞いておりまして、何度も繰り返し挑戦する方が増えることも想定されます。

このような状況の中、運転免許センターの体制を充実させる必要があると考えますが、いかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

〔敦澤洋司警察本部長登壇〕

○警察本部長（敦澤洋司） それでは、外国免許切替審査体制の関係についてお答えいたします。

いわゆる外免切替えの制度は、道路交通法の規定により、外国の運転免許を有する方について、書類審査、知識の確認、技能の確認等において運転に支障がないと確認されれば、日本の運転免許証が交付されるというものが、同制度により免許を取得した外国人による交通事故が相次いだため、本年10月1日から運用が厳格化されました。

外免切替えに係る一連の審査は、書類審査から始まります。外免切替え制度の適正性や実効性を確保するためには、この書類審査の段階において、通訳人や翻訳機器等を介して外国免許証の真贋判定を含め、受験資格の充足性等を厳正に確認する必要があり、同審査には一定の時間と労力を要します。

このため、これを効率的に実施する観点から、同審査は予約制を取っており、運転免許センターにおいて複数の電話回線により受け付けています。

質問にありましたとおり、この電話予約がつながりにくいという状況が、実は運用の厳格化前からございます。その原因として、予約の受付を担当する人員や回線数が少ないといったことのほか、そもそも書類審査をはじめとする一連の審査を慎重に行う必要があることから、審査の受入れ枠の数を審査担当のリソースと見合ったものにする必要があるという事情もあります。

こうした状況を少しでも改善するため、人員を増やしたり、あるいは、その書類審査の予約受付について、より先の時期に行うものについても予約を可能とすることにより予約枠を増やすなどしました。

今後、外国人雇用の拡大による在留外国人の増加が予想されること、また、運用厳格化により、審査過程における滞留者が増加する可能性もあることなども踏まえて、予約専用ダイヤルの新たな開設やオンライン予約をはじめとする業務プロセスの改善、効率化、人員配置の最適化等について、中長期的な観点から検討していきたいと考えております。

〔38番 稲垣昭義議員登壇〕

○38番（稲垣昭義） 検討するということですので、ぜひ、今の時代ですから、電話の受け手を増やすとかという、人がやるよりも、やっぱりオンライン上で予約ができるような、そういった体制を整えていただく、お金もかかるかも分かりませんが、しっかり検討いただきたいなというふうに思います。

それでは時間になりましたので、これで終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（森野真治） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

川口円議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。9番 吉田紋華議員。

〔9番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○9番（吉田紋華） 皆さん、お疲れのところですが、もうしばらくよろしく願いいたします。

津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。

川口議員の若者への性教育についての関連質問をさせていただきます。

年々、性暴力への社会的関心が高まっている中で、先日、三重県性暴力の根絶をめざす条例が三重県議会の全会一致で可決されました。学校での教育からも取りこぼされてしまう子どもについてだったり、性被害に遭った子どもたちが、性に関する知識がないために被害を被害と認識できず告発もできない、犯罪が闇に潜ってしまうような問題があることなど、そういった議論があり、さらに、学習指導要領の中にある歯止め規定が学校での性教育の大きな障壁になっているという問題提起がありました。

まず、1点目、教育長に伺いたいと思います。

実際の性に関する指導というのが学校でどのような状況で行われているのかということで、令和5年度、あるいは、データのあるもので結構なんですけれども、性犯罪や性暴力を防止するための教育の実施率及び文部科学省が進めている生命（いのち）の安全教育の実施率、三重県におけるものをそれぞれ伺いたいと思います。

○教育長（福永和伸） まず、性犯罪を防止するための教育と生命（いのち）の安全教育は、同趣旨だと我々は理解しておりますので、この実施率ですけれども、令和6年度で、小学校95.6%、中学校95.3%、高等学校と特別支援学校は100%でございます。

〔9番 吉田紋華議員登壇〕

○9番（吉田紋華） 御答弁いただきました。

先日の国会の答弁の中では学校全体で32.8%というかなり低い割合が出ていましたので、三重県では高いデータがあるという現状であれば、本当にいいことだなと思いました。ありがとうございます。

中学校学習指導要領解説によりますと、学習指導要領に示している内容は、全ての生徒に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、生徒の学習状況など、その実態等に応じて必要がある場合は、各学校の判断により学習指導要領に示していないものを加えて指導することも可能であると記述があります。また、その同じ指導要領の中に歯止め規定の記述があるということなんですけれども、これらに基づいて、つい先日、12月4日、参議院の文教科学委員会において、日本共産党の吉良よし子参議院議員が質問をしました。これに対して政府は、この学習指導要領の位置づけを踏まえれば、必ずしも妊娠の経過について教えることを禁止するものではないというふうに答弁をしていたんですね。

実際に、歯止め規定によって性暴力をなくすために必要な知識を教えるためには障壁になることがあるのではないかと考えています。例えば、性感染症の予防について、性交について教えられないという縛りの中では、コンドームを正しく使用することが有効であるという教科書の記述こそあるも

の、じゃ、コンドームの正しい使い方については記述がないという状況だったり、性的同意とは何かについて学べないことや、望まない妊娠を気がつかないまましてしまっているときにどんな体の変化があるのか、そういうことを学べない、そういった事態こそ改善が必要なのではないかと私は考えております。

続けて、再び教育長に伺いたいですけれども、歯止め規定があることによって、性暴力根絶のための教育において生じてしまう矛盾があるのではないかと考えます。学校現場の学校の先生たちも頭を抱えるところではないかと考えるんですけれども、その点について何か御見解があれば伺いたいです。

○教育長（福永和伸） 学校における性に関する指導は、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようなことを目的に実施されています。

指導に当たっては留意点がありまして、児童生徒の発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることと、それから、集団で一律に指導する内容と、これ、集団指導というんですけれども、個々の児童生徒の状況等に応じ個別に指導する個別指導の内容を事前に区別しておくというようなことが言われています。

この歯止め規定は、確かに、教えてはならないという趣旨のものではなく、集団ではなく個別で教えるもの、つまり授業では取り扱わないということで理解をしています。ここのところは少しグレーな感じもするんですけれども、文部科学省は、この歯止め規定を、今のところ、撤廃するとかいう議論まではしていないと聞いています。

いずれにしても、我々としては、これは子どもたちを中心に据えて議論する必要があると思っております。生命（いのち）の安全教育を行う際には、子どもにとってリスクとなる性暴力を避けるために教えるべきことを教える教育ですので、やはり、子どもたちにとって重要なことは教えていく必要があると思いますので、そのところは基本的に教えるべきだというふうに考えます。

〔9番 吉田紋華議員登壇〕

○9番（吉田紋華） 今、教えるべきところは教えるという認識を示していたことは、本当に重要なことだと思います。やはり身を守るため、そして、傷つけないためには知識が必要というのは、大人もそうですし子どもも必要であって、大人も子どもも共に学んでいく、それが社会においては必要かなど。歯止め規定の撤廃の方向で国ではもっと議論をしてほしいなと私は思っております。

実際に、先ほどの川口議員の議論の中でもありました、歯止め規定を撤廃することを求める署名が約4万筆あったことでしたり、日本世論調査協会というものが2023年に行った子どもの安全に関する調査では、歯止め規定をなくすべきだという回答が88%に上っている、そういった世論もあります。また、この11月定例会議の一般質問でも、やはり性暴力だったり性犯罪をなくすという質問が本当に多くて、現状から脱却して本質的な取組をしなければいけないという機運は本当に高まっているところだと思います。

包括的性教育を進めてきたことによって政治的バッシングを受けた東京の七生養護学校というものがありますが、そこで性教育を行ってきたことがある方は、世界中で自分の体と性を学ぶことは子どもの権利として扱われている、日本はかなり遅れている、私たち大人が性を学んでいないので性教育が子どもの人権に属することだと気づかない、大人も学ぶ、子どもも学ぶことが大切だと話されている記事を読みました。

先日、性暴力の根絶をめざす条例も通ったことですし、やはり、そのための適切な施策を今後とも続けていただきたいと思っております。

子どもたちも本当に正しい知識を求めていると思います。歯止め規定をなくして、自分の体も相手の体も大切にできる人権教育としての包括的性教育を進めることを含めた性暴力のない社会につながるあらゆる前向きな取組を求めることで私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（森野真治） 以上で県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（森野真治） 予算決算常任委員会開催のため暫時休憩いたします。

午後 3 時 30 分休憩

午後 4 時 15 分開議

開 議

○議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

○議長（服部富男） この際、報告いたします。

去る12月3日予算決算常任委員会に付託いたしました議案第184号及び議案第185号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
184	令和7年度三重県一般会計補正予算（第5号）
185	令和7年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和7年12月5日

三重県議会議長 服部 富男 様

予算決算常任副委員長 田中 智也

委 員 長 報 告

○議長（服部富男） 日程第2、議案第184号及び議案第185号を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。田中智也予算決算常任副委員長。

〔田中智也予算決算常任副委員長登壇〕

○予算決算常任副委員長（田中智也） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案のうち、12月5日までに審査を終えるよう期限を付されました議案第184号令和7年度三重県一般会計補正予算（第5号）外1件につきましては、去る12月3日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、本日、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（服部富男） これより採決に入ります。

議案第184号及び議案第185号の2件を一括して押しボタン式投票により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 投票漏れはございませんか。

押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 43

反対 0

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの議案第184号及び議案第185号の可決に伴い、計数を整理する必要が生じたので、会議規則第35条の規定により、議案第184号及び議案第185号に係る計数の整理を議長に委任されたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認めます。よって、計数の整理は議長に委任することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（服部富男） お諮りいたします。明6日から21日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認め、明6日から21日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

12月22日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（服部富男） 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時20分散会